

国立公文書館所蔵『唐船一件』について I

黒木國泰

On *Tōsen ikken* in the National Archives of Japan I

Kuniyasu KUROKI

はじめに

独立行政法人国立公文書館所蔵の『唐船一件』を紹介したい。魅力的な題目と内容であるにもかかわらず、これまで全く取り上げられることがなかったのには、それなりの理由がある。第一に本史料の来歴が不明であること。第二に誰が何のために、何時纏めた文書であるのかが語られていない。第三に登場人物も日田代官・西国筋郡代、勘定奉行、長崎奉行、日向国の延岡藩・佐土原藩・高鍋藩・飫肥藩、豊後国岡の中川氏、豊後国日出の木下氏、肥後国人吉の相良氏、伊予国の久留嶋氏など、多様であり、難解である。地名もそれに対応している。第四に行政上の公的文書であること。⁽¹⁾

本書には序文が無く、編者も編年も不明である。僅かな手がかりとしては、目次下の内閣文庫印の右下に「明治十二年購求」の印があり、この年に内閣文庫が購入したことはわかる。

本書には、以下の様な目次が付いている。

- 一 唐船漂着
- 一 異国船渡來
- 一 海岸番所
- 一 唐渡俵物

しかし内容は、この4項目に截然と分類されているわけではない。年次を追っての公文書の綴りである。

それでは本史料は、誰が何のために纏めて残したものであろうか。初めの文書の岡田九郎左衛門は、豊後に置かれた日田代官である。この日田代官が、宝曆4年（1754）八月に、日向国支配所内に漂着の唐船の取扱い方について、長崎奉行・菅沼下野守に問合せを行った。その文書にたいして長崎奉行から附札で返答の挨拶をうけたものの写しである。同様に寛政12年（1800）西国筋郡代・羽倉権九郎、文化14年（1817）西国筋郡代・塩谷大四郎、天保9年（1838）2月、西国筋郡代・寺西藏太からそれぞれ長崎奉行に行った伺いと挨拶の写しがある。これらの問合せは、すべて代官の代替わりの際に行われたものである。つまり本史料は日田代官・西国筋郡代がらみの幕府領関係史料であることがわかる。なお、1767年には日田代官が西国筋郡代に昇格したのちも、通称として日田代官が用いられていたので、小稿でも日田代官を使うこととする。また「西国郡代」の通称も使用し、統一してはいない。

敢えて本史料を紹介するのは、漂着唐船関係史料は、これまで大名領に関するものにとどまり、

幕府領については、ほとんど知られてはいなかったためである。本史料によって、幕府領漂着唐船がいかに処置されるのか、日田代官の役割、勘定奉行や長崎奉行、近隣大名との役割分担・情報の流れ等のシステムを明確にしうると期待できるのである。

日向国の幕府領が日田代官支配になったのは、享保5年（1720）池田喜八郎季隆が日田代官に就任してからである。以下に歴代代官・郡代を載せておく。（『宮崎県史』通史編近世下、612ページ）

池田喜八郎季隆 享保5年（1720）～8年

増田太兵衛永政 享保9年（1724）～19年

岡田庄太夫俊惟 享保19年（1734）～寛保2年

寛保2年（1742）～宝暦4年 支配地域に宮崎郡が含まれる

岡田九郎左衛門俊博 宝暦4年（1754）～宝暦7年 俊惟の長男

揖斐十太夫政俊 宝暦8年（1758）～安永1年 郡代支配 俊惟の次男

揖斐富次郎徳俊 安永1年（1772）～安永6年 郡代支配 政俊の長男

揖斐鞆負政儀 安永6年（1777）～天明6年 郡代支配 富次郎の弟

揖斐造酒助政恒 天明6年（1786）～寛政5年 郡代支配 政儀の養子

（高松在陣の代官支配時期 寛政5年～11年まで3代、浅岡彦四郎直澄9～11）

羽倉権九郎秘救 寛政12年（1800）～文化7年 郡代支配

羽倉外記（左門）秘道（文化5年～7年）

三河口太忠輝昌 文化7年（1810）～文化13年 郡代支配

三河口八藏輝光 （文化12年～13年）

塙谷大四郎正義 文化14年（1817）～天保6年 郡代支配

（長崎代官高木作右衛門忠任と同心篤支配の時期）

寺西藏太元栄 天保8年（1837）～天保12年 郡代支配

竹尾清右衛門忠明 天保12年～弘化4年（1847） 郡代支配

小稿では紙幅の都合により、全136丁の内104丁までを紹介することにする。内容は以下の通りの60通余の附札文書・達し等である。

- (1) 宝暦4年（1754）8月、日田代官・岡田九郎左衛門が、長崎奉行・菅沼下野守に問合せ。
- (2) 寛政12年（1800）西国郡代・羽倉権九郎が長崎奉行・肥田豊後守に問い合わせ。
- (3) 文化14年（1817）西国郡代・塙谷大四郎が長崎奉行・筒井和泉守に問い合わせ。
- (4) 同年、長崎奉行からの返書。
- (5) 文化15年2月、西国郡代・塙谷大四郎が長崎奉行・筒井和泉守に問い合わせ。
- (6) 文政元年（1818）5月、西国郡代・塙谷大四郎が勘定奉行にお届け。
- (7) 文政8年（1825）4月、幕府から長崎奉行・高橋越前守（駿河守）への達し。
- (8) 文政8年9月、長崎奉行・土方出雲守が塙谷大四郎に阿蘭陀船目印の件、通達。
- (9) 文政11年7月、勘定奉行が海辺付代官へ。
- (10) 同年9月、勘定奉行が海辺付代官へ。

- (11) 天保 9 年（1838）2月、西国郡代・寺西蔵太から長崎奉行・久世伊勢守へ問い合わせ。
- (12) 同年 4 月、長崎奉行・久世伊勢守から西国郡代・寺西蔵太への返書。
- (13) 同年 5 月、西国郡代・寺西蔵太から勘定奉行へのお届け。
- (14)～(16) おろしあ船に対する御触書惣廻状 3 通、寛政 3 年・文化 3 年・文化 4 年。
- (17) 午（寛政10年1798）9月勘定奉行より西国郡代・羽倉権九郎へ御沙汰文のこと。
- (18) 同年11月、西国郡代・羽倉の手代から勘定奉行衆へ御沙汰文について請書。
- (19) 文化 3 年（1806）西国郡代・羽倉権九郎から勘定奉行衆へ御沙汰文のこと。
- (20) 文化 7 年（1810）正月西国郡代・羽倉左門から勘定奉行へ御沙汰文のこと伺書。
- (21) 天保 6 年（1835）勘定奉行から西国郡代へ御沙汰文のこと。
- (22) 文政 2 年12月（1820）長崎奉行から西国郡代へ異国船旗印のこと。
- (23) 文政 7 年（1824）9月、西国郡代・塩谷大四郎から勘定奉行への伺文。
- (24) 同年10月、西国郡代・塩谷大四郎から中川忠五郎へ伺い。
- (25) 文政 8 年勘定奉行から西国郡代・塩谷大四郎へ無二念打払令。
- (26) 同年 5 月、西国郡代・塩谷大四郎から日向国 4 大名（内藤・伊東・秋月・島津）家老へ。
- (27)(28) 同年同月、西国郡代・塩谷大四郎から久留嶋伊豫守家老・木下大和守家老へ。
- (29)(30) 同年同月、西国郡代・塩谷大四郎から日向国 4 大名家老・木下大和守へ。
- (31) 文政 8 年 7 月、勘定奉行から西国郡代・塩谷大四郎へ。
- (32) 文政 8 年 3 月、勘定奉行から木下・久留嶋、日向国 3 大名へ。
- (33) 文政 7 年 3 月、伊東彦松家来から勘定奉行へ（一番組付人数）。
- (34) 文政 8 年 4 月、勘定奉行から伊東彦松へ。
- (35) 文政 7 年 3 月、伊東彦松家来から勘定奉行へ（細嶋出役のお断り）。
- (36) 文政 7 年 4 月、伊東彦松家来から勘定奉行へ（下別府村長への心得命令を依頼）。
- (37) 文政 8 年 6 月、内藤備後守家来から勘定奉行へ（下別府出役のお断り）。
- (38) 文政 8 年 6 月、内藤備後守家来から勘定奉行へ（出役人数）。
- (39) 文政 8 年 6 月、秋月筑前守家来から勘定奉行へ（下別府出役のお断り）。
- (40)（文政 8 年）5 月、秋月筑前守家来から勘定奉行へ（異国船渡來心得方）。
- (41) 文政 8 年 5 月、久留嶋伊豫守家来から勘定奉行へ（異国船渡來心得）。
- (42) 文政 8 年 5 月、木下大和守家来から勘定奉行へ（異国船渡來心得）。
- (43)（文政 8 年）6 月、島津筑後守家来から勘定奉行へ（出役人数）。
- (44)（文政 8 年）11月、西国郡代塩谷大四郎から高鍋藩家老へ。（細嶋のみ出役の事）。
- (45)（文政 8 年）11月、西国郡代塩谷大四郎から延岡藩家老へ。（細嶋のみ出役の事）。
- (46)（文政 8 年）7 月、内藤備後守家老から西国郡代塩谷大四郎へ（細嶋のみ出役の事）。
- (47) 天保 8 年 8 月、西国郡代寺西蔵太から勘定奉行へ。
- (48) 天保 9 年 2 月、西国郡代寺西蔵太から日向国 4 大名へ。
- (49) 天保 9 年 2 月、西国郡代寺西蔵太から久留嶋伊豫守家老・木下大和守家老へ。
- (50) 天保 9 年 2 月、西国郡代寺西蔵太から日向国 3 大名へ。
- (51) 天保 9 年 3 月、内藤備後守家来から西国郡代寺西蔵太へ。
- (52) 天保 9 年 2 月、秋月筑前守家来から西国郡代御側衆へ。

- (53) 天保 9 年 3 月、伊東修理太夫家老から西国郡代御用人中へ。
- (54) 天保 9 年 3 月、木下大和守家来から西国郡代御側衆へ。
- (55) 天保 9 年 2 月、久留嶋伊豫守家老から西国郡代御側衆へ。
- (56) 天保 9 年 3 月、伊東修理太夫家老から西国郡代御用人中へ。
- (57) 天保 9 年 2 月、島津飛驒守家老から西国郡代寺西蔵太へ。
- (58) 天保 9 年 2 月、秋月筑前守家来から西国郡代御側衆へ。
- (59) 天保 9 年 3 月、内藤能登守家老から西国郡代寺西蔵太へ。
- (60) 天保 9 年 3 月、西国郡代寺西蔵太から内藤能登守家老へ。

(この後は、別稿に掲載予定)

本文書綴りの中で中核的なものは、下の図 1 で I の日田代官（西国郡代）から長崎奉行に出された懸合（伺書）とその返答の挨拶（附札）である。日田代官代替わりの度に、前任者のものを添付して長崎奉行に漂着唐船等への対処方を箇条書きにして具体的に問い合わせている。これに対して、長崎奉行が、附札で返答している。これら附札文書が主要なものと認識されている。また、II と III の日田代官から勘定奉行への伺書、ならびに日田代官と日向 4 大名・豊前豊後 2 大名とのやりとり文書も重要である。

したがって日田代官（西国郡代）が、とくに日向豊前豊後三国の幕府領に漂着する唐・琉球・朝鮮船ならびに異国船への対処に遗漏なきようにするために、先規をとりまとめた文書の写しであると推察できる。そしてその期間は、1754年から寺西蔵太郡代の時期、天保年間までの概ね90年間の記録である。したがって、寺西郡代が職責上の必要により、配下の手代に取りまとめさせたものと判断しておきたい。

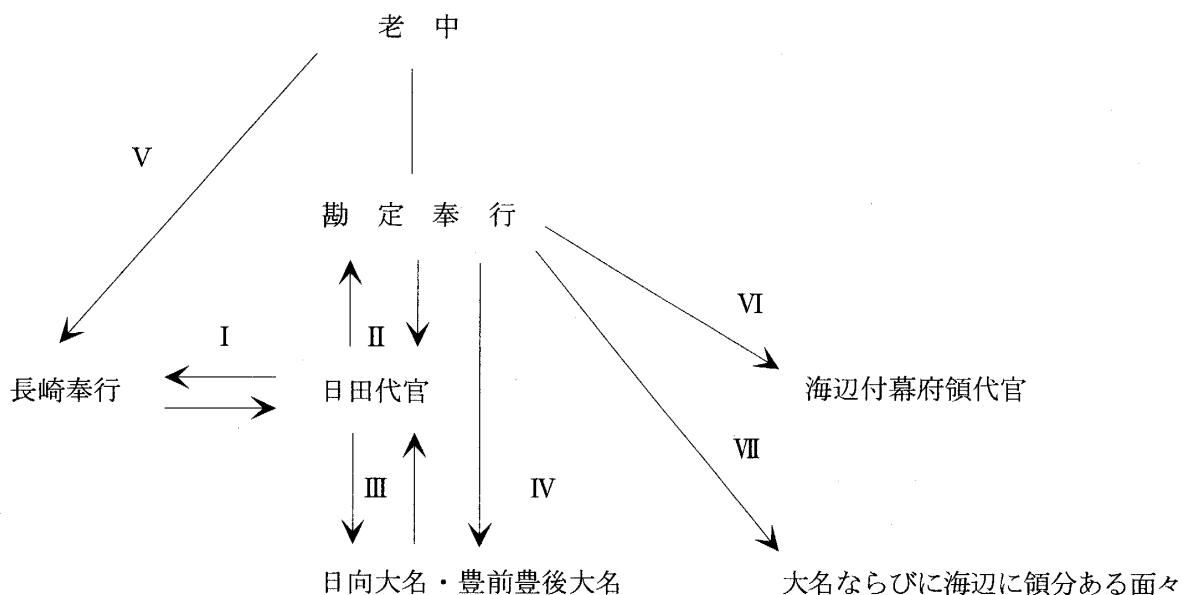


図 1 東九州沿海幕府領漂着唐船に関する命令系統図
「唐船一件」による

凡例

- 1 ページを、左にアラビア数字で示した。ただし丁替わりではなく、原文を複写したときの枚数を表紙を含めて便宜的に示している。したがって、「3」は2丁め表aである。「4」は、10行目までが2丁め裏bであり、11行目から21行目までが3丁め表aである。本文中にページ数を記す場合、すべてこのページ数である。
- 2 本文中に読点(、)と並列点(・)を加えた。
- 3 筆者の加えた文字には、すべて〔〕または〔〕を施し、本文と区別した。
- 4 文意の通じがたい箇所、もしくは底本の儘に従つたことを示す場合には、ママと傍註した。
- 5 異体字は概ね正字に改めた。斗は計とする。ホは等とし、ヲは々とした。ただし、通用されるよりなど
る、杯は原文のままとした。

3

日向國御代官所之内江唐船漂着有之節之儀ニ付伺
岡田九郎左衛門

日向國私御代官所、那珂郡下別府海表江、唐船漂着之節者、
伊東修理太夫方より、番船曳舟等出し、長崎江引送候筈、前々
被仰渡有之由、同國臼杵郡細島海表江、唐船漂着
之節者、内藤備後守より秋月佐渡守方より番船挽船等出し、
長崎江挽送候筈、被仰渡候旨、先般同氏庄太夫より申送并修理
太夫より備後守・佐渡守方より茂、通達有之候ニ付、唐船漂着之節、
右之衆中江相達、引渡候積罷在候得共、万一間違等も有之、
私領之役人

4

參着及延引候ハハ、彼地ニ居合候手代罷出、様子相糺、役人着次第
引渡可申哉、於然者兼而心懸にも可罷成義共、ケ條ニ認相伺候

日向国の大別府海岸に唐船が漂着したときには、飫肥藩伊東氏が番船・曳き船を出して長崎に回送する。また細島沿岸に漂着の時には、延岡藩内藤氏・高鍋藩秋月氏が回送することについては、日田代官前任者の岡田庄太夫から申し送りがあった。3氏からもその確認があったので、漂着船と唐人を引き渡すつもりである。万一3氏の役人の到着が遅れれば、現地の手代が先ずは取り計らうこと。その他、漂着唐船への手当に間違いがあつては困るので、箇条書きにしてお伺いする次第である。

①

一 唐船漂着錨を入候ハハ、早速手代并遠見番等罷越、何國
出し船、長崎入津帰帆、信牌有無之儀、書付取之可申候哉、
且右書付之儀、申聞候節、通詞之者無之候間、筆談ニ而其訛
可申聞候、尤唐船江此方之者為乘移候儀者不仕積、相心得
可申哉之事

附紙

本文之通、御心得候様ニ存候事、且又風波荒く日本人唐船江
不乘移候而、筆談難成節者、見計唐船江乗移相済候様、
兼而被御申含置候様ニ存候

漂着唐船があれば、手代と遠見番等が早速出向き、何国の出し船か長崎交易の商船か、入津・帰帆の別、信牌は持っているか否かなどの書付を作成する。また、通詞がないときには筆談を行うが、その際に唐船に乗り移ってはならないかと尋ねた。これに対して、風波が荒く唐船に乗り移らなければ筆談ができないのであれば、乗り移って済ませてよいとのこと。

(2)

- 一 唐船錨を入候節、繫場悪敷候ハハ、其段唐船江申聞、湊内江挽入、右之衆中役人參り候内者、此方より番船警固付置可申哉之事

附紙

本文之通可然候

(3)

- 一 右漂着之唐船、長崎入津・帰帆共、質唐人取番船ニ為乗移、役人着次第相渡可申哉、質唐人者何人程取可申哉、且又帰帆之船者、質唐人取候ニ者及不申哉之事

附紙

本文之通可然候、但入津之船ニ候ハハ、質唐人兩人御取候様

5

存候、帰帆船ニ候ハハ、質唐人御取候ニ不及候

長崎入津予定の船からは質唐人2人をとる。帰帆の船からは質唐人を取る必要はない。延享4年11月（1747）の内藤家「漂着船御条目」二番20条に、長崎より帰帆の船であれば「暗府」を持っているので、それを受け取り長崎に届出ること、とある。また、「漂着船御条目」の13条には、唐人の中から主だったもの1人を人質に取るべきだとする。同じく細嶋漂着唐船について、人質の人数が異なる記載が見えるわけだが、どちらも間違いというわけではない。

(4)

- 一 右質人取候ハハ、所船江為乗移、庄屋壱人足輕壱人賄人壱人付置可申哉之事

附紙

本文之通可然候

(5)

- 一 入津帰船（帆）之船共漂着之上、備後守・修理太夫・佐渡守方江不引渡以前、質唐人等不差出、我儘ニ錨を揚、走出候節者、差留候義、難成可有之候間、行方見届御注進可申上哉之事

附紙

本文之通、可有御心得候

日向国の三家に引き渡す前に、質唐人も取っていない内に、唐船が走り出したときは、行くへを見届け注進すべき事。

(6)

- 一 帰帆之船漂着、錨を入、早速出帆仕度由、唐人申之候ハハ、私領役人江不引渡以前ニ而も、出帆為致可申哉、但又錨を入候上者、來朝之船同前、私領役人ニ而引渡可申哉之事

附紙

帰帆之唐船ニ候ハハ、唐人之可被任望候

帰帆の唐船が漂着したとき、唐人が早速、出帆を望む場合には、私領3藩役人に引き渡す前にそのまま出帆を許してよろしい。というのは、積み荷がなければ抜荷の心配もないからであろう。

(7)

- 一 質唐人賄之儀、役人江引渡候以前者、此方ニ而賄可申哉之事

附紙

此儀難及御差団候、兼而江戸御勘定所江、御聞合も可有之哉与存候

(8)

- 一 水薪飯米肴野菜等望候ハハ、如何可仕哉之事

附紙

相應ニ可被相与候

(9)

- 一 破船之節者、浮荷物者早速取集、番人付置、右之衆中

6

役人江引渡可申候、沈荷物之儀者沈候所江番船付置、役人參次第、引渡可申哉之事

附紙

本文之通可然候

(10)

- 一 破船之唐人者、人家離候所江やら以等詰廻一所ニ集置、番人付之、役人來次第、引渡可申哉、其内賄者此方より可仕哉之事

附紙

**本文之通可然候、且賄代出所之儀、前段之通難及
御差団候**

幕府領漂着唐船について、経費に関しては⑦と同様、長崎奉行が関知するところではない。

⑨⑩から、破船の際には、私領への破船唐船のときと同じく浮荷物・沈荷物の取扱いを厳格にすること。唐人を遣らい小屋に隔離することが確認されている。

⑪

- 一 唐人病死、又者溺死之唐人有之、所ニ葬度旨申之節者、
為葬候而茂不苦候哉、又者塩詰等ニ而御注進申上、右之衆中
役人江、引渡可申哉之事
附紙

病死溺死之唐人、其所江葬度由願候ハハ、可被任望候、尤
死體塩詰ニ不及候、但抜商賣心懸候船杯、海上ニ而打拂
逢候唐人之死體ニ候ハハ、塩詰御申付置、早く當表江可
有御通達候

病死・溺死の唐人があり、漂着地に埋葬したいとの願いがあれば、埋葬を許してよろしい。ただし抜荷壳を図る唐船が、海上で打ち払われた際の死体であれば、塩詰めにして長崎奉行に早々に届け出ること。ここでは、長崎に届けるのが情報だけか、塩詰め死体そのものも届けるのかが曖昧な表現である。しかし、のちの寛政12年の伺いに付される附紙では、死体を長崎に届けるように明確に記している。

⑫

- 一 唐船私領役人江引渡候以後、病死・溺死等有之、其所江
葬度由、私領役人ム相断（談）候節者、其所江為葬可申候哉
之事

7

附紙

本文之通可然候

唐船が私領役人に引き渡された後に、病死・溺死の唐人があり、役人から漂着地に埋葬したいとの願い出があれば、願いに従い葬るべきであるという。以上から、幕府領漂着の唐船に死体があるときに、漂着地に埋葬を認めること。しかし、抜荷などの疑いがあるときには、塩詰めにするように命じ、早々に長崎に通達せよ、という。北九州等の取扱い事例に照らして、死体処理についての幕府の方針は、幕府領だけでなく、大名領に漂着の唐船の場合にも同様であったと理解できる。

⑬

- 一 信牌所持不仕唐船漂着、錨を入候節者、陸路ム嚴敷勤
番仕、質唐人取候ニ茂不及、水薪飯米肴野菜等望候共、
一切不相渡、勝手次第錨揚走出候ハハ、行方見届、其段御注進
可申上候哉能事

附紙

信牌所持不仕唐船候ハハ、急飛脚を以早々私領方江
御通達、急々人数走來、唐船留置候様、可被御取計候、且
質唐人も早速御取候而可然候、夫共も間もなく錨を

揚走出、彼是間ニ不合、唐船難差留候ハハ、行方見届、其段當表江御届可被御申聞候、水薪飯米等之儀も、先本文之通御心得候様、可被致候、夫共及渴命候脉、相見候ハハ、當分飢を助候程、可被相与候

信牌を所持しない漂着唐船への対処について、次のように問い合わせをしている。①陸路より厳重な警戒をする。②質唐人を取らない。③水薪飯米肴野菜等も、一切相渡さない。④勝手に出帆してしまったときには、行方を見定めてお届けする。

これに対して長崎奉行は、次のように長文で答えている。①急飛脚で3大名に通達すると共に、急ぎ唐船を留め置くように取り計らうこと。②質唐人を早速取ること③水薪飯米等は、先ずは本文の通りに渡さないけれど、漂流によって飢え死にしそうな状態であれば、飢えをしぬほどに提供せよ。④は本文の通りと言えるけれど、代官と奉行の見方に相当の違いがある。代官は、艦立てなどの軍事的な海防上の備えに、主たる関心があったとみてよいか。

⑭

- 一 信牌所持不仕唐船破船、浮沈荷物・溺死人等并存命唐人之儀、信牌所持之唐船同前、相心得可申哉之事

附紙

本文之通可然候、但溺死人之儀者、前段附紙之通、塩詰
御申付置、私領役人江可有御引渡候

信牌を所持しない唐船が破船し、溺死人がある場合には、塩詰めにして3大名役人に引き渡すこと。

⑮

- 一 惣而引船付之唐船、御代官所内ニ船繫仕候節者、遠見番人付置、警固之者ム書付取之、其趣者御地江御注進可仕候哉、但挽船

8

付候儀者、一切差構申間敷哉之事

附紙

挽船付之唐船、警固之者ム書付御取候儀者、御勝手次第
たる遍く、當表江御申届ニ不及候

挽き船付きの唐船が、幕府領に船繫りする際には、遠見番人を付け、警固の者から書付を取つて、長崎に注進すべきか、また挽き船を差し出す必要は一切ないかと問うたのに対して、必要ないとの長崎奉行の答えであった。ここで問題になっているのは、幕府領漂着の唐船ではなく、良港細嶋より以南の諸藩が、漂着唐船を長崎に回送する際に、細嶋に船繫りすることがある。その際に、長崎奉行に情報を届ける必要があるのか、ということである。というのは、長崎回送の道筋の幕府領ではない各藩は、回送船団の世話をしなければならない。また、それぞれに国送りの情報を老中にお届けする義務があった。(黒木國泰「近世日向漂着唐船情報の伝達・管理システム」、『北浦町史』) ただし、長崎奉行にもお届けすべきであったのかは確かめられていない。が、この第15条で、幕府領に船繫りする唐船情報について、代官が長崎奉行に届け

る必要はなかったというわけである。おそらくは老中に届け出る義務もなかったのであろう。
あくまでも、3大名に行わせるべきこととされたのである。

⑯

一 漂着船私領役人江不引渡以前、手代遠見番人乗移候、警固船ニ
唐人固之為ニ御座候間、鑓相建可申哉、但無用可仕候哉之事、
附紙

此儀御尤三候、可為御勝手次第候

右之通唐船漂着之節者、修理太夫・備後守・佐渡守方江、早速
申達、役人差越候得者、即刻引渡、拙者方より者不相構筋相心
得罷在候得共、若風波強節、私領役人參候儀、格別延引之程も
難計、間違之儀出来可申哉与、引渡以前之儀、存寄相伺候、勿論
私義庄太夫跡、御代官所支配被仰付、豊後國・日田陣屋在勤仕候ニ付、
右ヶ条之趣相伺候間、御附紙を以、御下知可被下候、先々御代官より茂
長崎表江相伺御附紙有之書付、増田太兵衛（代官享保9～19）方より同氏庄太夫
方江引渡候ニ付、其節御詰合窪田肥前守殿江、庄太夫よりも相伺候ニ付、
猶又此節先格を以相伺候、尤日向國御代官所之内、唐船漂着有之
節者、彼地ニ差置候手代共より、豊後日田在勤陣屋ニ、急飛脚を以
申越次第、御注進申上、私早速罷越、無間違様申付、追々御注進
可申上候、且又日向下別府川口より長崎迄、海陸九拾里程、細嶋湊より

9

七拾里程御座候ニ付、御注進延引仕候儀も可有御座奉存候ニ付、申上
置候、以上

宝曆四（1754）

戌

八月

岡田九郎左衛門

右者長崎奉行菅沼下野守江間合候處、附札ニ而挨拶
有之候事

箇条書きで縷々述べた後に、日向の国に幕府領に唐船が漂着した場合には、3大名に伝え、役人が到着次第、引き渡すこと。役人に引き渡すまでの手當に間違いがないように、長崎奉行にお伺いしたこと。現地の手代が日田在陣の代官に急飛脚で連絡する事になっている。代官は情報を得たら、直ちに長崎奉行にお届けする。とともに代官は速やかに自ら現地に出張し、間違のないように差配し、状況を長崎奉行に追々ご注進申し上げる。とはいって、日向国は長崎から遠距離であり、ご注進が延引することもあるので、よろしく。

日向國支配所内江唐船漂着之儀ニ付伺書

羽倉権九郎

日向國私御代官所、那珂郡下別府海表江、唐船漂着之節者、
伊東鶴三郎方より番船・引船等出し、長崎江挽送候筈、前々被仰渡有
之由、同國臼杵郡細嶋海表江、唐船漂着有之節者、内藤能
登守・秋月山城守方より番船引船等出之、長崎江挽送候之筈、
被仰渡候旨、前々申送ニ而鶴三郎・能登守・山城守方より通達有之
候付、唐船漂着之節、右之衆中江相達、引渡候積罷在候
得共、万一間違等も有之、私領役人參着及延引候ハハ、彼地ニ居合

10

候手代共様子相糺、役人着次第引渡可申哉、於然者兼而心懸ニも
可相成義共ヶ條ニ認相伺候

日向国幕府領に唐船が漂着したときには、伊東・内藤・秋月の3大名が、番船・引船を出して、長崎に回送することになっている。したがって唐船漂着の情報を3大名に伝え、唐船を引き渡す手筈である。万一、3大名の役人の到着が遅くなった場合には、現地の手代共が管理をし、役人が到着次第に引き渡すべきである。

つまり、唐船が漂着したときには、先ず現地の手代が警固をし、大名側に引き渡す手順であるが、それまでの心得を箇条書きにしてお伺いしたい。

①

一 唐船漂着錨を入候ハハ、早速手代并遠見番等罷越、何國出し
船長崎入津帰帆信牌有無之儀、書付取之可申候哉、且右書
付之儀申聞候節、通詞之もの無之候間、筆談ニ而其訛可申聞
候、尤唐船江此方之者為乗移候儀者不仕積、相心得可申哉
之事

②

一 唐船錨を入候節、繫場惡敷候ハハ、其段唐船江申聞、湊内
江挽入、右之衆中、役人乗候内者、此方より番船警固付置可申哉
之事

③

一 右漂着之唐船、長崎入津帰帆共、質唐人取之番船ニ為乗移、
役人着次第、相渡可申哉、質唐人者何人程取可申哉、且又帰帆之
船者、質唐人取候ニ者及不申哉之事

④

一 右質唐人取候ハハ、所船ニ為乗移、庄屋老人足輕老人傭人老人
付置可申哉之事

⑤

- 一 入津帰帆之船共漂着之上、鶴三郎・能登守・山城守方江不引渡
 以前、質唐人等不差出、我儘ニ錨を揚走出候之節者、差留候儀
 難成可有之候間、行方見届御注進可申上哉之事
 ③④⑤条は、質唐人のこと、③では、質唐人の人数、帰帆の船でも質唐人を取るかの問合せ。
 ④では質唐人を庄屋・足輕・賄い人の3人で監視と世話をしておくこと。ただし大名に引き渡すまでのことであろう。⑤長崎商売の漂着唐船を大名に引き渡す以前に、質唐人を差し出さずには、出帆しようとする場合には、差し留めがたいので、行方を見届けて、長崎奉行に御注進するように。

11

⑥

- 一 帰帆之船漂着、錨を入、早速出帆仕度由、唐人申し候ハハ、私領役人ニ
 不引渡以前ニ而も、出帆為致可申哉、但又錨を入候上者、来朝之
 船同前、私領役人江引渡可申哉之事
 長崎から帰帆の唐船の漂着について、特別扱いをして、直ちに出帆を許してよろしいか。
 格別に附札で返答がないので、宝暦4年の附札のとおり、出帆を許してよろしいということである。

⑦

- 一 質唐人賄之儀、役人江引渡候以前者、此方ニ而賄可申哉之事

附紙

先年者、難及御挨拶由ニ候得共、商賣之唐船ニ而信牌所持
 以多し候船に候ハハ、賄等入用之儀者長崎江御申越有之候様存候

⑦⑩の附紙にあるように、先年つまり宝暦4年の岡田九郎左衛門からの問合せのときの7条に、御領漂着唐船の賄いについては、長崎奉行が管轄し得ないと判断していた。しかし、ここでは7条10条とともに長崎商売の唐船であれば、賄いなど入り用のことは、長崎に請求すればよろしいとの見解を示している。大名領漂着唐船の雑費は、ご馳走になっていたけれど、幕府領であるから、唐人に負担させるという原則に従ったと思われる。

⑧

- 一 水薪飯米肴野菜等望候ハハ、如何可仕哉之事

⑨

- 一 破船之節、浮荷物者早速取集、番人付置、右之衆中役人江
 引渡可申候、沈荷物之儀者沈候所江番船付置、役人参次第、引渡可申哉
 之事

⑩

- 一 破船之唐人者、人家離候所江やら以等詰廻一所ニ集置、番人
 付之、役人來次第、引渡可申哉、其間賄者此方ム可仕哉之事

附紙

先年者難及御挨拶由候得共、商賣之唐船ニ而信牌所持

以多し候船ニ候ハハ、賄等入用之儀者、長崎江御申越有之候様存候

⑪

- 一 唐人病死、又者溺死之唐人有之、所ニ葬度旨申之節者、為葬候而も不苦候哉、又者塩詰等ニ而御注進申上、右之衆中役人江引渡可申哉之事

⑫

- 一 唐船私領役人江引渡候以後、病死溺死等為之、其所江

12

葬度旨、私領役人より相断候節者、其所ニ為葬可申哉之事

⑬までは、宝曆4（1754）年の問合せ本文と同じ。⑭⑮が、異国船について触れているのが新しい。

⑯

- 一 海表江異國船見候ハハ、早速注進以多し候様、浦方村々江申渡置、注進申出次第、罷越見届、委細江戸表江可申上、其節宿継差支無之た免、安對馬守殿御證文兼而御渡被置候段去々午九月中、被仰渡御座候付而者、異國船漂着之節者勿論、唐船ニ而も、長崎商船ニ無之、信牌所持不仕、唐船漂着錨を入候節者、右被仰渡之趣を以、早速江戸表江申上候様可仕哉、尤長崎表江も一ト通申上候様可仕哉之事

附紙

御書面之通御心得可致存候、尤右躰異國船漂着之節も
伊東鶴三郎・内藤能登守・秋月山城守江人数差出候様、御懸合有之候儀与存候

ここで安對馬守は、老中安藤対馬守信成。なお老中の御證文は91ページに雛形有り。

⑭

- 一 右躰之節、破船等有之、浮沈荷物・溺死人等御座候ハハ、取計方江戸表江相伺候様可仕哉之事

附紙

御書面之通可致候

⑮のとおり、異国船漂着の取り扱いは、唐船と同様に3大名に任せることにする。ただし、⑯で破船の際には唐船と異なり、異国船の場合には、取り計らい方を江戸に伺うようになっていること。明らかにこの時期、異国船を警戒しているわけである。

⑰

- 一 惣而引船付之唐船、御代官所之内ニ船繫仕候節者、遠見番人付置、警固之者より書付取之、其趣長崎表江御注進可仕候哉、但挽船附候儀者、一切差構申間敷哉之事

格段、附札がないので、岡田代官の宝暦4年伺15条の附札の通り。

(16)

一 漂着船私領役人江不引渡以前、手代遠見番人乗移候、

13

警固船ニ唐人固之た免ニ御座候間、鑓相建可申哉、但無用
可仕候哉之事

右之通、唐船漂着之節者、鵜三郎・能登守・山城守方江早速申
達、役人差越候得者、即刻引渡、私方より者不相構筋心得罷
在候得共、若風波強節、私領役人參候儀、格別延引之程も
難計、間違之儀出来可申哉与、引渡以前之儀、相伺候、私儀
浅岡彦四郎跡増地御代官所御預所被仰付、豊後國日田
陣屋在勤仕候ニ付、右ヶ条之趣、相伺候間、御附紙可被成下候、前々御代
官よりも長崎表江相伺御附紙有之候、書付等引渡候間、猶又此節
先例を以相伺申候、尤日向國御代官所之内、唐船漂着有之節者、
彼地差置候手代共より、豊後國日田在勤陣屋江急飛脚を以
申越次第、御注進申上、私早速罷越、無間違様申付、追々御注
進可申上候、且又日向國下別府川口より長崎迄海陸九拾里程、
細嶋湊より七拾里程御座候間、御注進延引仕候儀も可有御座
奉存候ニ付、申上置候、以上

寛政十二（1800）

申

五月

羽倉権九郎 印

14

日向國支配所内江唐船漂着伺之儀ニ付申上候書付

羽倉権九郎

私御代官所、日向國那珂郡下別府村・臼杵郡細嶋湊等海
表江、唐船漂着之節、取計方、前々御代官より申送候趣を以、岡
田九郎左衛門支配口口菅沼下野守殿長崎御詰合之節、相伺
御附札被下候書付跡支配揖斐十太夫江引渡候ニ付、猶又十
太夫より、正木志摩守殿御詰合之節、相伺候之處、其節者
別段御附札者不被成下、先規附札之通、相心得可申旨被仰聞、
其後揖斐富次郎・同鞠負同造酒助代替之度々ニ者
相伺不申趣ニ而、先支配浅岡彦四郎より、松平石見守殿江相伺候

処、猶又先規之通、相心得可申旨被渡、別段御下知者無之
段、彦四郎申送御座候、先格を以右取計之儀、別紙書付
差上相伺申候、且〔菅沼〕下野守殿御付札御座候、九郎左衛門伺并、
其節來返札写、〔正木〕志摩守殿より十太夫江返札写共帳面壹
冊御見合ニも罷成可申哉ニ付、差上申候、御差圖御座候様仕度
奉存候、依之此段申上候、以上

附札

別紙本文七ヶ条・十ヶ条・十三ヶ条・十四ヶ条目

附札之通御心得、其外先規之通御心得

有之候様存候

寛政十二年

申

五月

羽倉權九郎 印

右者寛政十二年申年、長崎奉行肥田豊後守江間合候処付札を以、挨
拶有之候事

本文の7条、10条、13条、14条に対する附札の通りに心得よ、その他についてはこれまでの
定めに従うようにせよといふ。つまり、この度、附札がない場合にも、前回の附札が生きてい
るので、問い合わせ本文の通りにせよといふわけではない。

15

日向國支配所内江唐船漂着之儀ニ付伺書

塩谷大四郎

拙者御代官所、日向國那珂郡下別府村臼杵細嶋湊等
海表江唐船漂着之節、取計方前々支配より申達候趣
を以、寛政十二年申年羽倉權九郎より肥田豊後守殿江相伺
御附札御座候、伺済写相添、先支配三河口太忠より曲済甲斐
守殿江相伺候処、豊後守殿御附札之通、可相心得旨、猶又
御附札を以御挨拶有之候段、申送有之候間、以来是迄之
通、相心得可申候哉、且右權九郎・太忠申送書面之内、都而
唐船漂着と而已有之、阿蘭陀船之儀無之候間、先漂着者無
之儀与相見候得共、海上之儀万一致漂着候節者、唐船与違、筆談
等茂相調間敷候得共、様子等見糺、長崎通津之船ニ相違無之
趣ニ候ハハ、唐船ニ准取計置、其段早速申上候、差図請取計候
様可仕哉、長崎入津ニ無之、異國船ニ候得共、兼而被仰渡候通、相心
得取計、江戸表江早速御注進申上、尤長崎表江も、急速御

通達申上候心得=御座候、依之權九郎相伺候書面写相添、此
段相伺申候以上
文化十四

丑

十二月

塩谷大四郎 印

附紙

御支配所海上江阿蘭陀船万一漂着以多し候ハハ
御書面之通、御取計可致候

16

以剪紙啓上仕候、甚寒之節御座候得共、弥御壯健被成御座
珍重奉存候、然者、拙者支配所日向國下別府村細嶋湊
海表江唐船漂着之節、取計方前々支配申送之趣を以、
追々支配替之節、相伺候書翰写式冊相添、別紙伺壺通
進達仕候間、御差図被下候様仕度奉存候、右之趣申上度
如斯御座候、以上

十二月九日

塩谷大四郎 印

筒 和泉守様

塩谷大四郎 様

筒井和泉守

御切紙致拝見候、甚寒之節候得共、弥御堅固御勤珍重存候、
然者貴様御支配所、日向國下別府・細嶋湊海表江、唐船漂
着之節、取計方前々被申送之趣を以、追々御支配替之節、被
問合候書面写二冊御添、別紙御間合書面壺通、被差越之御
挨拶以多し候様、被御申聞、致承知候、則附札を以及御挨拶候、
御落手可有之候、右為御報如何御座候、以上

17

十二月廿四日

筒井和泉守 印

塩谷大四郎 様

猶以問合書面写式冊致返却候、以上

塩谷大四郎 様

筒井和泉守

封書には長崎奉行筒井から西国郡代塩谷大四郎宛と記されているけれど、文面からして、その逆で西国郡代から長崎奉行への問合である。

以剪紙啓上仕候、春寒之砌御座候処、弥御壯健被成御座珍重
奉存候、然者拙者御代官所、日向國那珂郡下別府村・臼杵郡
細嶋湊海邊江、唐船并阿蘭陀船漂着之節、取計方
之儀ニ付伺候処、阿蘭船取計方之儀、御附札被仰下、唐
船之儀、御附札無御座候得共、前々御問合書御附札之趣

18

を以取計可申哉、相伺申候、右者前々御附紙済も御座候ニ付、
別段不被仰下儀ニ者奉存候得共、問合此段申上度、如斯
御座候、以上

二月廿二日 塩谷大四郎
筒 和泉守 様

御書面之趣、前々御問合書附札之通、
御心得可有之候

三月 筒井和泉守 印

問合について、附札の返答がない場合、前々からの附札の通りでよいかを確認した。塩谷はせ
からしい男だ。

<西国郡代から（勘定奉行）へ>

私御代官所日向國海表江、唐船・阿蘭陀船等漂着之節取計
方、長崎奉行江承合置候趣、御届申上候書付

私御代官所、日向國那珂郡下別府海表江、唐船漂着之節者、
伊東彦松方より番船挽船等差出、同國臼杵郡細嶋表江
漂着之節者、内藤備後守・秋月筑前守より番船挽船差出、
長崎表江挽送候筈、被仰渡有之候旨を以、支配替之節者取
計方心得之儀、ケ条を以長崎奉行江承合候趣、前々支配より
申送之由ニ而、寛政十二申年羽倉権九郎よりケ条書を以、肥田豊
後守江承合候之処、先規より之趣ニ隨ひ、取計候様附札挨
拶御座候段、先支配三河口太忠申送候趣ヲ以、同人より申送認書

19

相引渡候ニ付、猶又阿蘭陀船漂着之節、取計方
 書加、筒井和泉守江承合候之処、附札之通可相心得旨、挨拶
 御座候、依之追々差出候間合書写帳三冊、相添此段申
 上置候、以上

寅五月

塩谷大四郎 印

(文政元年1818)

塩谷大四郎が、日向国支配所海辺に唐船阿蘭陀船等が漂着したときの取り計らい方について、長崎奉行とのやり取りを前任者のものも含めて相添えて申し上げるという。記してはないが、宛所は勘定奉行であろう。さて、その添書の内訳は、寛政12年羽倉権九郎の伺書、前任の三河口太忠からの申し送り諸書、塩谷大四郎が阿蘭陀船漂着取り計らい方を書き加えて長崎奉行に問い合わせ、前年1817までに返答を得たもの。これら長崎奉行への問い合わせ写帳3冊を添えてお届けした。

<幕府から長崎奉行へ>



長崎奉行・高橋「越前守」は、『柳營補任』卷20には、高橋駿河守重賢（文政5～同9年）とある。誤写であろうか。また幕府から長崎奉行への「達」である。

阿蘭陀商賣船入津之儀者、年々時節も大躰差定、乗筋も
 有之事ニ候得共、風順に寄長崎洋中まきり風筋見合、長崎湊致
 入津候、若風順悪敷、長崎近國領海之沖合、まきり可申
 茂難計候間、右之趣差含可被取計候、勿論阿蘭陀商賣船
 入津前者、其心得可有之候共、爲念無急度申達候

文政八（1825）

西

四月

20

<長崎奉行から西国郡代へ>



長崎通商阿蘭陀船之儀、おろしや・ゑけ連須船等ニ紛敷相見候
 付、漂流汐繫等之節之た免、今晚大久保加賀守殿江伺之上、
 通商阿蘭陀船漂流汐繫等之節者、目印為建候様申渡候、
 右目印雛形差進申候間、異國船与船形者同様ニ而も、雛形
 通之目印有之者、通商阿蘭陀船与相心得候様、其御支配
 所浦々江不洩様可被御申付候、以上

九月廿五日

土方出雲守

塩谷大四郎 様



曲尺

長壹丈五尺

幅六寸五分

ここにオランダ船であることを示す目印雛形の「日本通商」図あり。上に縮小影印を載せる。

大久保加賀守は老中。長崎交易のオランダ船を、他の異国船と区別するための目印を付けることになった。⁽²⁾

21

<勘定奉行から海辺付幕府領の代官へ>

其方共御代官所御領所海岸江、唐・朝鮮・琉球之船漂着有
 之候節、右三ヶ國之船ニ相違無之與見極候ハハ、不及伺、漂着之趣
 委細ニ相認、御届差出、直ニ其方共印形を以人馬觸出、道
 中之儀者、宰領之もの相添、長崎表江差遣候様、可被取計候、
 尤渡海便利之所者、船ニ而差送可被申候、右之趣長崎奉
 行江茂、相違候間、可被得其意候

但差送方御入用之儀者、追而可被相伺候

文政十一

子七月

遠〔山〕左衛門尉

村〔垣〕淡路守

松下 塩谷 芝 森 中村 山田 江川 多羅尾
 岸本 羽倉 桑田 大草 竹垣 野田 林本 大岡
 若井 蓼 大貫 寺西

文政11年（1828）7月に、勘定奉行の遠山左衛門尉と村垣定行が、海辺付御領の代官宛（西国郡代塩谷大四郎は2人目）に命じた文書である。ここでは唐朝鮮琉球3国の船であることが確かめられたら、伺いを立てずに長崎表にお届けせよと命じた。しかし9月には、長崎通商の唐船に

については、伺いの上、取り計らうことにすると訂正した。ところで東九州に於いては、これまで反時計回りの海上運送を原則としてきたので、「渡海便利」という効率主義はなじまない。また郡代から大名に引き渡して、大名が回送する事となっていたので、西国郡代には関係がない。

<同前の2>

其方共御代官所御預所海岸江、唐・朝鮮・琉球國之船漂
着有之候節、右三ヶ國之船相違無之も見極候ハハ、不及伺漂着之
始末委細相認、御届差出、直ニ長崎表江差送候様、當七月中相達

22

候、然ル処、唐船之内長崎表江通商之船、漂着之分者別段之事
ニ付、右者其節漂着之始末、委細御届差出、且長崎表江差
送之儀者、伺之上取計候積、可被相心得候

子九月 遠〔山〕左衛門尉
村〔垣〕淡路守
海邊附御代官

松下 塩谷 芝 森 中村 山田 多羅尾 岸本 羽倉 柴田
大草 竹垣 野田 林本 蓑 大貫 寺西

<西国郡代から長崎奉行へ>

支配所内江、唐船并阿蘭陀・朝鮮・琉球之船漂着之節
之儀ニ付伺書

寺西藏太

拙者支配所、日向國那珂郡下別府村、臼杵郡細嶋湊等海表江
唐船漂着之節、取計方前之支配ム申送候趣を以、寛政十二
申年、羽倉權九郎ム肥田豊後守殿江伺附札有之候、伺済写
相添支配替之節々伺候處、右附札之通可相心得旨、猶又御附札
を以御挨拶有之候段、先支配ム申送有之候間、以来是迄之
通、相心得可申哉

前之御聞合書、附札之通、御心得可有之候

漂着唐船の取り計らい方について、寛政12年（1800）羽倉郡代の伺い附札写しを添えて、長崎奉行に「支配替の節の伺い」をしたところ、附札の通りに心得よとの返答であった。したがって、従来通りと心得て良いのかを再確認した。

23<漂着阿蘭陀船の取扱い>

一 阿蘭陀船之儀、万一致漂着候節者、唐船与違、筆談等も相
調間敷候得共、得与様子見糺、全長崎表通商船ニ而、目
印等も有之候ハハ、唐船ニ准し取計置、其段早速申上、御
差圖を請、取計候様可致哉、且長崎表通商ニ無之、異國
船ニ候ハハ、兼而被仰渡之趣者、最寄大名江懸合之上、人数
相差出、陸地厳重相固、又其段早速江戸表江御注進申
上、尤長崎表江も急速御通達可申候哉

御支配所海上江、阿蘭陀船万一漂着い多し候ハハ、御書面之通、
御取計可致候

第一に、長崎通商の阿蘭陀船のときには、唐船に準じて取り計らう。速やかに長崎奉行にお届けし、御差し図をうける。第2に長崎通商船ではなく異国船の場合には、かねて命じられているとおり、最寄りの大名にかけ合いの上、厳重に陸地を固め、そのことを幕府にお届けし、あわせて長崎奉行にも急ぎご報告する。

一 唐・朝鮮・琉球之船、支配所海岸江漂着有之節、右三ヶ条之船ニ
相違無之与見極候ハハ、不及伺、漂着之趣委細相認メ、御届差
出、直拙者共印形を以、人馬觸出し、道中之儀者、宰領
之もの相添、長崎表江可差送、尤渡海便利之場所者、
船ニ而可差送、且唐船之内、長崎表江通商之船者、別
段之事ニ付、長崎表江差送之儀者、伺之上可取計
旨、文政十一子年中（九月）、江戸表より御達有之段、先支配より申
送有之候得共、日向國下別府村海表江唐船漂着
之節者、伊東修理太夫方江引渡、同國細嶋湊海表
江漂着之節者、内藤能登之守・秋月筑前守方江可引渡

24

旨、前之被仰渡之趣を以、御問合済も有之儀ニ付、仕来
之通、相心得可申哉

是迄御仕来之通、御心得可有之候

長崎通商の唐船については、文政11年の勘定奉行からのお達しの通りに取り計らう。しかし日向國御領に漂着の唐船については、従来通りに行うべきであるかとの伺いに対して、しきたりの通りにせよという。

一 拙者支配所、豊前豊後國海岸江唐船漂着之節、取計方之儀、
先支配御問合済も無御座候得共、万一右躰之儀有之節者、早速
御通達ニおよび置、破船い多し候ハハ、唐人共之儀者、駕籠又者
弁理宜品補理為參、拙者先觸を以人馬為差出、其所定
賃錢相渡、手付手代差添、長崎表江送届可申哉、且唐船
無難ニ候得者、警固送船差出方之儀者、江戸表江伺之上、手付手
代差添、船ニ而長崎表江送届候様可致哉

但唐船無難ニ候共、唐人共者陸路長崎表江送届、

唐船之儀者、其節取計方相伺候様可致哉

御書面唐船及破船候ハハ、唐人并諸荷相囲置、其段御申越

次第、當地役人共出役為致、其節可及御差図候

豊前豊後国に漂着の唐船の取り計らい方については、これまで代官から長崎奉行への問合がなかった。したがって引継の文書もない。ここでは寺西は、文政11年のお達しの通り、陸路で長崎に送ろうと考えている。ただし大名にではなく、手付手代に長崎回送をさせようとしており、日向国の場合とは違っている。問合の内容は、①破船の場合は陸路をとり、通過各藩へは、郡代が手配して人馬を出させ、賃錢を支払う。その際、手付・手代に差配させて長崎まで送り届けることとする。②また、唐船が使える場合には、警固船等については、江戸（勘定奉行）に伺いの上、手付手代に船で長崎に回送させるべきであるか。あるいは唐人は陸路で長崎に送るべきであるか。以上の2点を問い合わせている。これに対して、長崎奉行は、破船の時には唐人と荷物を囲い込み、長崎に届け出ること。長崎から奉行配下の役人を現地に派遣して指図するという。すなわち、木下氏や久留嶋氏は、長崎回送の責任を負っていなかったということである。つまり、幕府領漂着唐船について、日向国と豊前豊後とは異なった取り扱いをすべきだと考えられていたのである。

一 朝鮮・琉球之船漂着之節者、前書唐船取計方同様相
心得可申哉、且日向國下別府村・細嶋湊江漂着之節者、唐
船取計ニ准し、修理太夫・能登守・筑前守方江引渡候様可致哉

25

御書面之通、相心得可致候

右者支配替之節、相伺候書物写相添、此段相伺申候、以上

戊二月

寺西藏太 印

(天保9年1838)

<西国郡代から長崎奉行への伺いの鏡の文>

以剪紙啓上仕候、然者拙者支配所、豊前・豊後・日向國海岸江、
唐船并阿蘭陀・朝鮮・琉球之船漂着之節、取計方之
義付、支配替之節々相伺候書翰写五冊、相添別紙伺書
壱通進達仕候間、御差図被下候様仕度奉存候、右之趣可
得其意、如斯御座候、以上

二月廿一日 寺西藏太 印
久世伊勢守様

<伺いに対する返書 長崎奉行→西国郡代>
御切紙致拝見候、然者貴様御支配所、豊前・豊後・日向國海岸江
唐船并阿蘭陀・朝鮮・琉球之船漂着之節、取計方前々
被申送之趣を以、追々御支配替之節々、被問合候書面写五
冊、相添別紙御問合書面壱通被差越之、到御挨拶候様
被御申聞、致落手候、則附札を以御挨拶候、御落手可有之
候、右為御報如斯御座候

閏四月三日 久世伊勢守 印
寺西藏太 様
猶以御問合書面五冊、致返却候

26

<西国郡代から勘定奉行へ>
私支配所内江、唐船・阿蘭陀・朝鮮・琉球之船漂着之節
取計方、長崎奉行江承合置候趣、御届申上候書付

私支配所、日向國那珂郡下別府村海表江、唐船漂着
之節者、伊東修理太夫方より番船・引船等差出、同國臼
杵郡細嶋湊海表江、漂着之節者、内藤能登守・秋月
筑前守方より番船曳舟差出、長崎表江曳送候筈、被
仰渡有之、支配替之節之取計向心得方の儀、ケ条書
を以長崎奉行江承合候得者、附札を以挨拶有之、猶又塩谷
大四郎支配之節、阿蘭陀漂着之節取計方之儀、書
加承合候処、是又附札を以挨拶有之候段、先支配より申送
諸書物引渡有之候付、私支配所豊〔前〕・日向・豊後國海岸
江唐阿蘭陀船漂着之節之取計方、并文政十一子年
中被仰出候唐・朝鮮・琉球之船漂着之節、長崎表江
送届取計方等書加、久世伊勢守江承合候処、附札之通、可相
心得旨、挨拶御座候、旅之先々支配より追々問合済写六冊
相添、此段申上置候以上

戌五月

寺西歳太

長崎奉行との伺書附札のやり取りについて、西国郡代が勘定奉行に報告している。前の塩谷大四郎郡代のもの（18～19ページ）と同じく、郡代が勘定奉行に対して、長崎奉行とのやりとりについて報告する義務があったわけである。

27

ここから後は、時代がさかのぼることになる。寛政3年（1791年）は、揖斐政恒郡代の時代。
 <勘定奉行から海辺付郡代・代官への惣廻状>
 のち大名小名へ仰せ渡された。高鍋藩（「舊例抜書」『藩法集』12）には、9月に伝わっている。
 ただし「舊例抜書」とは文字の異同がある。

寛政三亥年御触書

先頃筑前長門石見沖江、異國船壹艘漂流之様子ニ而、程遠
 く乗離候儀も有之、又地先江近く寄来候儀も候而、彼是日数八日
 程之内、右之趣ニ候処、當時者帆影も不相見趣ニ候、惣而異國船
 漂着候ハハ、何連ニも致手當、先船具者取上置、長崎表江送
 遣候儀、夫々可相伺事ニ候、以来異國船見懸候ハハ、早々手當人
 数等差配、先見ヘ懸り事ケ間敷無之様ニ以多し、筆談以多
 し、或者見分之者等出し様子相試可申候、若拒候趣ニ候ハハ、船
 をも人をも打碎、無頓着筋ニ候間、彼船江乗移、迅速ニ相
 働切捨等ニも以多し候ハハ、召捕候儀も尤可相成者、勿論大筒火矢
 抱用候も勝手次第之事ニ而、筆談等も相調ひ、又者見分等をも不拒
 趣ニ候ハハ、成丈ケ穩ニ取計、右船をハ計策を以なり共繫置、船具等を
 も取上ケ置、人をハ上陸致させ、番人附置、立帰不申様以多し
 早々可被相伺候、若及異儀ニ候ハハ、捕置可被申候、異國之もの者、宗門之
 所も不相分義ニ付、番人之外、見物等をも可被禁、右漂流壹式艘
 之儀ニも候ハハ、前文之通、可被相心得候、若數艘ニもおよび候歟、又者
 数少く候共、最前^初より嚴重ニも不取計候而、難儀様子ニ候ハハ、其儀者
 時宜次第多くるべき事ニ候、尤右躰之節者、都而最寄領分江も早々
 申通し、人数賄等も被揃可被差出候
 但出張候陣屋又者御領等ニ而、其場ニ大筒之類有合不申ハ、
 最寄之内、所持之場所より申談次第、早々差越取計候様、
 可被心得候

28

右之通、可被相心得候、尤其時宜ニ寄、取計一条いたしかたき事ニ
 候得共、事ニ臨、伺を經候而者、図を失ひ可申義ニ付、先大概心附（得）之趣

相達候条、其余之作畧者、時宜ニ寄可被取計事ニ候、兼而評儀致シ置、
可然筋者可被相伺候、取計行届候儀ニ至候ハハ、御沙汰之程も可有之事ニ候
間、成丈ケ可被心配候、尤家來共格別出精之もの者、名前等をも
可被書出事

先達而於ろしや船長崎江渡來以多し、通商等之儀相願候得共、
取用かたき筋ニ付、其旨申諭シ、先年与ヘ置候信牌も取上之、
以來乘渡間敷旨堅く申渡、帰帆為致候付、再渡者致間敷
候得共、此後萬一漂流事寄乗渡、何連之浦方ニ船を繫申
間敷ものニも無之候間、異國船与見請候ハハ、早々致手當人数等差
配、先見分之もの差出、得与様子相糾、弥於ろしや船ニ無相違
相聞候ハハ、能々申諭シ、な里たけ穩ニ帰帆以多し候様、可取計候、
尤実ニ難風ニ逢、漂流以多し候様子ニ而食物水薪等乏しく
直ニ帰帆難相成次第候ハハ、相應ニ其品相与ヘ可為致帰帆候、且何
程相願候共、決而上陸者不為致、帰帆迄者番船付置、見物
等をも相禁、其段早々可有注進候、尤再應申諭候而も相拒、不
致帰帆及異儀候ハハ、時宜ニ應不及伺打拂、其旨可申聞候、右牘
之始末ニ至候節ハ、諸事寛政三亥年異國船之儀ニ付、相
觸候趣ニ准、取計可申候
右之趣万石以上之面々、并其以下ニ而も海辺ニ領分知行所有之
面々江、不洩様可被相觸候

正月

29

右之通御書付出候間、写置之候、可被得其意候、以上

文化三寅

正月廿八日

松〔平〕兵庫頭

小〔笠原〕和泉守

石〔川〕左近將監

中〔川〕飛驒之守

柳〔生〕主膳正

惣廻状

追而廻状早々順達從留

御殿江可被相返候 以上

おろしや船取計方之儀ニ付、去寅年相達候旨も有之候処、其後
蝦夷之嶋々江來及狼藉ニ候上者、向後以つ連之浦方ニ而もおろしや
船与見請候ハハ、嚴重ニ打拂、近付候ニおゐてハ、召捕又者打捨、時宜ニ

應して申者、勿論之事ニ候、萬一難船漂着ニまきれ無く、船具等も損候程之義ニ候ハハ、其所ニと々免、手當以多し置可被相伺候、畢竟おろしや人不埒之次第ニ付、取計方きびしく以多し候訣ニ候條、無油斷可被申付候

右之通、浦方万石以上以下、海辺ニ領分有之面々江、不洩可被相觸候

文化四卯

十二月

右之通御書付出候間、写遣之候、可被得其意候、以上

30

十二月十三日

水〔野〕若狭守

松〔平〕兵庫頭

小〔笠原〕和泉守

柳〔生〕主膳正

異国船とりわけロシア船の狼藉に対しての取り計らい方を、勘定奉行が郡代・代官、大名ならびに海辺に領分ある面々に対して命じている。先ず寛政3年の御触書である。すべて異國船漂着の際には、船具を取り上げ、長崎に回送すること。その際、伺いをたてること。①異國船を見掛けたら、早々に手当人数を差配して警護する。筆談をしたり検分を行う。もし拒むことがあれば、船も人も打ち碎いてよろしい。異國船に乗り移り、迅速に切り捨てても、捕縛してもよろしい。火器などを用いることも勝手次第である。ただし筆談が整い、検分も拒まなければ、なるべく穩便に取り計らうこと。はかりごとをもってしてでも、船を繋ぎおき、船具等を取り上げ、人を上陸させ番人を付けて、逃走できないようにするとともに、早々に伺いをたてること。もし異議に及ぶことがあれば、捕らえおくこと。宗門のことがあるので、番人の外は、見物など禁止すべきである。

漂流異国船が1・2艘であれば、前文の通りでよろしい。しかし数艘にも及ぶか、そうでなくとも備えが手薄で対応に苦慮する場合には、適宜対処すること。ただし大砲などの手配について、近隣の諸家に応援を請うべきである。

以上のこととは、伺いをたてた上で執り行うべきではあるけれど、いちいち伺いをたてていると、計りを失うおそれがあるので、大まかな方針を報告しておき、細かな策略は時宜により取り計らうべきである。

取り計らい方が行き届いていれば、しかるべく御沙汰があるという。

文化3年（1806年）に出された触書は、もっぱらロシア船に対するものである。漂流にこと寄せてくることがある。まずは穏やかに帰帆させること。

本当に漂着船であれば、食物・水・薪を与えてよいが、断じて上陸させてはならない。帰帆するまでは番船を付けて見物を禁じ、早々に注進すべきである。しかし命令に背き、帰帆しない場合には、適宜判断して伺わずに打ち払うべきである。ただし事後報告をすべきである。諸事寛政

3年の御触書に準じて対処せよ。

翌文化4年の御触書では、ロシア船の狼藉に対して、ロシア船と見たら打ち払うことと、取り計らい方を厳しくしている。

惣廻状

追而廻状早々順達留ム

御殿江可被相返候、以上

異國船漂着之節之取計、寛政三年年、委細相達候儀勿論

=候得共、若心得違候而、此方ム事を好、手荒成働仕出候而者不宜候、先方ム重々不法之次第相決、不得止事節者格別之儀、先者可成丈計策を以成共繫留、注進可有之候、惣而異國船者漂着候而も、海上江向候而者、石火矢打候ならハし之趣=相聞候得者、無事故、右=乗し卒尔成取計從此方仕出候儀無之様=可可被入念候、且又全之海邊之所領者無之面々逆も、近領助力之次第者先頃相達候通候間、人数等差越之儀者、猶又心懸可被置候

右之趣先達而觸置候面々江、可被達候、以上

十二月

右之通御書付出候間、写遣之候ハ、被得其意候、以上

正月九日

菅〔沼〕下野守

石〔川〕左近将監

中〔川〕飛驒之守

31

根〔岸〕肥前守

柳〔生〕主膳

漂着異国船の取り計らいについて、①心得違いをして、こちらからすんで手荒な働きをしてはならない。先ずは、なるべく穩便に取り計らうべきである。異国船が海上で石火矢を打つこともあるが、ことを構えてはならない。②海辺の所領無き大名もまた、出役に応じることが命じられている。

惣廻状

追而廻状早々順達留ム

御殿江可被相返候、以上

以下、宿継ぎ御沙汰文のこと

<勘定奉行より西国郡代羽倉へ 御沙汰文のこと>

御代官所海面江異國船見江候ハバ、早速注進以多し候様、浦付

村々江申渡置、村方より申出次第、手附・手代両三人も差出、右船大
 船ニ而類船も有之趣ニ候哉、又者獵船等之小船ニ而類船も無之候哉、
 為見届、尤出陣之面々者自身罷出見届、大船ニ而人数多乗組
 候様子ニ候ハバ、早々其儀委細認メ、自分共之内江宿継ぎを以可被申
 越候、其節宿村継遲滞無之た免、安〔藤〕對馬守殿御證文三通、
 相渡置候間、右御證文相添刻付を以、可被差立候、尤浦方
 獵船者勿論、猥ニ船乗出、其外獵業ニ出居候もの、若海上ニ而
 近寄候共、言葉を懸又者乗移候儀、堅く致間敷、異國
 船与見請候ハハ、早々浦方江漕戻シ、右船之様子無隱村役
 人迄可申聞旨、兼而可申渡置候、右ニ付浦方御備以多し置、可
 然趣心付之儀も有之候ハゞ、取調可被申聞候、且異國船ニ而も
 漁業等之小船ニ而難風ニ逢、漂流致候趣ニ候ハハ、定例之通、
 可被取計候以上

菅〔沼〕下野守印

九月朔日

石〔川〕左近將監印

御用ニ付無印形

中〔川〕飛驒之守

32

根〔岸〕肥前守印

柳〔生〕主膳印

羽倉權九郎殿

<西国郡代手代から勘定奉行衆へ 御證文について請書>

宿継御證文差立方、兼而心得之儀ニ付請書写

先達而被成御渡候御證文之儀ニ付、兼而心得之義、相伺候之処、
 左之通被仰渡候

- 一 御證文宿々ニ而拝見仕候節、御判所宛所共相見候様ニ
 仕、若よ古連以多三等出来候而者、不相成義ニ付、念入上包以多し、
 箱ニ入、其上を油紙ニ包、隨分致大切ニ相送可申事
- 一 別紙ニ權九郎添書認方之儀、左之通
 状箱壹ツ 安藤對島守殿御證文相添、差立候間、得其意、
 於宿々昼夜刻付を以、無遲滞継立、武州品川宿より、月番
 御勘定奉行江、可相届候、以上

宛所之儀者、差立候場所、夫より最寄ニ隨ひ豊前國

小倉

但夫より中國路大坂迄、同所より東海道通江戸迄、右宿々問屋

より相認メ可申事

年寄

右之振合ニ認メ、御證文写相添候ハハ、其趣右文蹟江書加江、
 御證文本紙宿々ニ而拝見爲仕候様ニ認メ、右外卜箱江入可

差出事

33

一 御證文御文言ニ、從豊後國至江戸、可相届旨有之候者、権九郎
 豊後國日田陣屋在陣之儀、御代官所當分御預所者、浦附
 村々有之候國数を、御證文相認メ被成候儀も、如何ニ付、右之通之
 前之間、其心得を以、豊後國之外、御代官所當分御預所、豊前
 筑前肥前國浦付村々 よニ而も差立可申、尤去ル十七日右國違之
 儀ニ付、申立置候書付差上置申候書面之通ニ、相心得可申事
 右之通被仰渡承知奉候、権九郎方江申遣候様可仕候、右爲
 御請奉申上候以上

午十月十一日 羽倉権九郎手代

真嶋宗四郎印

加藤惣兵衛様被仰渡御同人様江、御請書差出候事

御附札済扣

去ル午年九月、奉行衆より御印状を以被仰渡候、支配所海面江、
 異國船相見候砌、書上牧備前守殿御證文添、宿次（継）を以差立
 候節者、封上ハ書〔物〕奉行衆御苗字様付ニ相認メ、着日御月番不相
 知候間、宿継止宿より、御勝手奉行衆御月番之方江、可相達刻
 付、宿継無遲滯様、別紙拙者添觸認、一同差立候積

御附札

書面支配所海面江、異國船相見候節、當御地江改進、宿継留

御殿印

宿より奉行宛被差出候儀、御勝手方公事方月番之内江可被

相届候

一 右宿継差立候節、備前守殿御證文、万一途中ニ而墨付汚連等
 出來候も無心元候間、本紙者封候而、箱ニ入、油紙色青苧ニ而入念加ら
 け封印以多し外ニ、右證文写相認メ別箱ニ入相添、若宿場ニ而本紙拝見
 以多し

34

度候ハハ、本紙之方開封以多し拝見、右致拝見候趣、宿役人印形書付
 相添、如元封之、宿役人封印以多し、請印帳江茂其趣相認メ、
 繼送候様、添觸江認メ入候積

御付札御殿印

書面伺之通、可被取計候

一 御證文本紙、備前守殿御名前上、月付無之候得共、本紙江加筆仕
候而者如何ニ付、写之方、年月付認入候方可致哉、左候而其本紙与引
合不申候ニ付、本紙者勿論写共、其儘月日認入不申方ニ御座候哉

御付札御 殿印 書面御證文御本紙者勿論、写江も月日認候ニ不及、添觸江
月日認入刻付を以、可被差立候

一 御證文附宿継差立候儀、前廣先觸差出候而も、途中落合相連
候処ハ、同様ニ可相成候ニ付、先觸差出候ニおよび間敷候哉、何連
御證文差立候ニ付、先觸差出置候節ニ御座候哉
御付札御殿印

書面宿継差立候節、前廣先觸差出候ニ不及候
右之通奉伺候、以上
寅十月 羽倉権九郎

文化3寅年（1806）に西国郡代羽倉権九郎が、勘定奉行衆加藤惣兵衛に宿継ぎ御證文の取り扱いについて伺い、附札での返答を得た事につき請書。牧備前守は老中牧野忠精。

35

<西国郡代から勘定奉行（衆）へ 御證文のこと伺書>

宿継御證文之儀ニ付伺書

御代官所海面江異國船相見候ハハ、早速致注進候様、浦方村々江
申渡置、村方より申出次第、手附手代両三人も差出、右船大船ニ而
類船も有之趣候哉、又獵船等之小船ニ而類船も無之候哉、爲見届、
本陣之面々者、自身罷出見届、大船ニ而人数多乗組候様子ニ
候ハハ、早々其趣委細認、宿継を以可申上、宿村継遲滞無之た免、
御老中方御證文三通、亡父権九郎勤役中御渡被置候、然ル処、
私義當春出府仕候ニ付、出立跡之儀、跡支配被仰付引渡相済候
迄者元支配所内浦方ニ、若右躰之儀御座候ハハ、越後同役共取計ニ
准、手附手代共江申付置候様、仕度奉存候、右者越後國支配之
義者、手附手代共計陣屋ニ相詰罷在候ニ付、異國船相見候
節者、手附手代罷越見届、右様子申上候砌者、宿継御證文
相添差立候心得之趣ニ付、此段奉伺候、以上

文化七年正月 羽倉左門印
御勘定所

御付札

書面伺之通、可被取計候

羽倉左門は、羽倉権九郎秘教の子、羽倉外記（左門）秘道。

36

<勘定奉行から西国郡代へ 御證文のこと>

異國船漂來之節、注進遲滯無之た免、海附支配所有之
面々江、文化十三子年青山下野守殿御證文三通宛相渡
置候処、御同人御役御免ニ付、御引替之儀相伺候處、松平
和泉守殿御證文御渡被成候ニ付、右御證文相渡候間、先達而
相渡置候下野守殿御沙汰文者、可被致返上候、以上

未八月十九日

順林兵五郎印

明〔樂〕飛驒守〔茂村〕印

土〔方〕出雲守〔勝政〕印

塩谷大四郎殿

未年とは、天保6年（1835）。この年、老中・青山忠裕下野守がお役御免。したがって老中松平和泉守の御證文を西国郡代・塩谷大四郎に渡し、青山の御證文を返上させた。

<長崎奉行から西国郡代へ 異国船旗印のこと>

異國船旗印之圖、海口之御備相心得居候向江相渡、勝手次第
ニ写取、海岸見張番所有之所江、相心得扣置候様、青〔山〕下野守殿
被仰渡候間、右旗印帳面壱冊相達候ニ付、御写取本紙者御返
却可有之候以上

文政二卯十二月晦日

間宮筑前守印

塩谷大四郎様

右旗印別冊ニ有之候事

文政2年12月晦日（1820）、老中・青山忠裕の命により、沿海の大名・郡代・代官に対して、異国船旗印の圖を写し取り、遠見番所等の見張り番所に備えることとなった。西国郡代塩谷大四郎には、長崎奉行から達しがあった。

37

<西国郡代塩谷大四郎から勘定奉行への伺>

ここから52までは、文政7年（1824）西国郡代塩谷大四郎から、勘定奉行への伺文である。ただし、たんなる伺いに止まらず、これまでの経緯を詳細に記している。

私當分御預所

日向國（細嶋湊・下別府：割注）海面江唐船漂着之節、前々被仰渡候御手
當向、并御代官所豊後豊前其外最寄私領江、異國船漂來之節、
取計方伺書

私當分御預所、日向國臼杵郡細嶋湊・那珂郡下別府村海面へ、唐
船漂着等之節、前々細嶋之方者内藤備後守秋月筑前守、下
別府之方者、伊東彦松懸ニ被仰渡、右取計方之儀、
享保七寅年、池田喜八郎勤役中より長崎奉行江爲承合、其後
支配替之度ニ承合附札添之通、相心得罷在候処、近来被
仰出、魯西亞船渡來之節、取計方之儀、是迄委敷
伺濟、并長崎奉行より問合濟等も無御座候ニ付、左之通奉
伺候

ここでは、先ず享保7年（1722）日田代官・池田喜八郎が御領漂着唐船の取り計らいについて
長崎奉行に承け合い、日向国細嶋と下別府の係を内藤、秋月、伊東の3家とすることを確認した。
その後、代官支配替の度に、長崎奉行に再確認してきたこと。第2にロシア船渡来について、こ
れまでに長崎奉行との問合がないので、伺いたいこと。

當分御預所
日向國臼杵郡
細嶋湊
外右湊海辺付三ヶ村

此細嶋湊東向湊中六尋、満汐之節者八尋、廣式町余入
拾三町船之出入自由、但西風強時者不自由、左右荒磯大船
九百艘程繫り、尤式町余者大船可入場所ニ而、湊廣所ニ而ハ
凡三百間程も有之候
右細嶋湊之儀、元禄五申年、有馬左衛門佐上知、御代官所ニ相成、
其後唐船漂着之節、番船引船等同國高鍋城主秋月

38

筑前守懸被仰渡、相心得罷在候処、風節ニ寄、急ニ挽船等難
差出場所ニ付、池田喜八郎勤役中相伺、享保七寅年より同國延岡
之城主牧野越中守江茂被仰渡候、以後両家より人数差出、其後
越中守と内藤備後守先代所替
先備後守延岡江所替ニ付、猶又延享四卯年（1747）細嶋湊之儀被仰渡
候旨、尤風筋ニ寄、人数差出候様との御沙汰ニ候得共、異國船漂
着注進有之候得者、風並（波）ニ不抱（拘）人数差出候、手配之事、此節

備後守家来申聞候

塙谷大四郎の文章を利用して、細嶋漂着唐船への対処について整理しておく。

元禄5年に有馬氏が減転封とともに幕府領になったように記してあるが、実は元禄4年（1691）に延岡藩主・有馬清純が減転封。翌5年に三浦明敬が延岡に入る時に、細嶋等が延岡藩領から幕府領に改められたのである。同8年5月に、高鍋藩が細嶋漂着唐船支配を命ぜられた。（『本藩実録』）しかし、北西の風向きでは高鍋藩美々津港からの北上が難しい。そこで享保7年（1722）に、日田代官・池田喜八郎がお伺いをたて、風向きによっては延岡城主・牧野氏が細嶋に番船等を出すように命じた。のち延岡藩主が内藤氏に替わり、細嶋のことも牧野氏を引き継ぐことになった。しかし異国船漂着の注進があるときには、風向きにかかわらず、内藤藩が手配することを、西国郡代へ内藤藩の家来が申し伝えてきたという。したがって、細嶋には秋月・内藤両藩が番船を出すことになったわけである。もっとも、幸か不幸か異国船漂着が無かったので、実際の軍役の動きを確かめることはできない。安政2年の高鍋藩心見漂着唐船が細嶋に漂着の可能性もあり、富高手代を通して内藤藩が出役の手配をしたが、動員するには至らなかった。

當時筑前守備後守兩人より人数差出候場所ニ御座候

但筑前守方ニ而、前々より伺濟も有之候哉ニ而、所ニ寄、主人
出番も可有之趣ニ相聞、御制禁之船ニ候得者、打拂等之儀、勿
論相心得罷在候由、且寛政五丑年、異國船之儀被仰出候
砌、領分并御領細嶋湊等備向、江戸表江御届申上候書面書
抜写、差越厳重相見申候、尤右書抜写之備向者、城下江備置
候由ニ而、兼而申越有之候、細嶋湊手當人数者、別段ニ相聞可申候

寛政5年（1793）（実は寛政4年11月『徳川禁令考』）に、沿海の大名は、領分・幕府領への漂着船に対する備えをつぶさに記し、書付を江戸に提出すること。また、その抜書き写しを城下に備え置くように命じられた。

以上の2つの重要な注記は、前者の中に、「此方へ備後守家来から」とあるように、西国郡代方で記されたものに違いない。

則細島湊ニ兩家町片側宛宿割有之、支配替之度ニ猶又取締
申渡置候儀ニ御座候、尤筑前守方者、享保之頃より可差出人数且
武器等茂其頃より達申送有之、猶又宝曆五亥年、取調家老
物頭を始夫々役人、武器并醫師等之宿ニ至迄、百姓各所盛附、
誰者家老之宿、誰者者頭之宿与割付爲相心得、都合宿札三拾
七枚、右湊用人用達次郎左衛門与申もの方江相渡有之、備後守方者
長持壺棹、并宿札弐枚、小差棹拾六本、高挑燈弐本

而已ニ而右牴取極者勿論、人数武器等之申送も無之、一事両様
 =付、若先支配より申送相渉候之儀も難計、且近年被仰出候
 魯西亞船之儀も申送等無御座候=付、是又同一此節同人
 家来江承合候処、魯西亞船之儀者右湊最寄被仰
 渡者無之候得共、兼而御觸も御座候=付、私方より申置次第、
 人数差出取計候心得之旨、且前々被仰渡候唐船漂着
 等之節、人数其外兼而手當有之候旨ニ而、此度調帳面差
 越、右ニ而筑前守方同様之取計ニ相成、一事両様之儀無御
 座、此上名目而已ニ不相成様、御沙汰御座候ハハ、猶御取締可然
 奉存候、則筑前守方より差出有之候書面類、並備後守方より此度
 差越候書付共、爲御見合写差出申候

同國那珂郡
 下別府村
 外右續海辺付三ヶ村

此下別府川口東向湊中四尺、満汐者六尺、廣者百四間大水之時ハ
 湊口替リ安し、水上毫里間汐入、左右砂濱、南風之時者惡し
 大船貳拾艘程繫、尤川向者伊東彦松領分之由
 右下別府之儀者元禄五申年（1692）御領ニ相成候趣、其頃より候哉、同所
 川口海面江唐船漂着之節、番船挽送船等之儀、伊東彦松方より
 人数差出候懸場、尤人数割武器等差出方申送等無之、

40

且又近來被仰出候魯西亞船等取計方之儀、前々支配より
 申送も無之ニ付、同人家来江此度承合候処、下別府川向彦松
 領分ニ付、御料所之方ニ而者、宿割等無之旨、魯西亞船等之儀
 ニ付而者、寛政七卯年御届申上置、且文化元子年長崎奉行
 江承合候趣を以、取計候旨申越、尤其所之支配江、其段懸合等致
 置候義者無之由ニ御座候

幕府領下別府の漂着唐船については、伊東氏が係であった。しかし、出張の人数割り・武器等の計画書の申し送りが西国郡代になかった。そこで伊東氏家来に問い合わせたところ、川向こうが伊東の領地であり、宿割りの必要がないので、出さなかつたとのことであった。ロシア船渡来の際の取計い方についても、寛政7年（1795）、文化元年（1804）に、長崎奉行に受け合い文書を提出済みであるという。しかし西国郡代には懸け合ひしていないことである。（けしからん話だ）

一①右之通、細嶋・下別府両湊海面、唐船漂着等之節、細嶋之方

者備後守筑前守、下別府之方者彦松方ニ而相心得罷在、前々
支配ム茂、長崎表江問合申送有之、尤支配替之度ニ問合、信
牌所持〔唐船〕之質唐人賄代等之儀、振合違候迄ニ而、其余ハ多分定
例是迄之通、相心得候様挨拶申来、私支配所被仰付候節
も爲承合候処、先前之通可相心得旨、挨拶御座候間、前々
問合済之分者、右附札之通、相心得候様可仕哉ニ奉存候

日田在陣の前々の代官・郡代が支配替えの度に長崎奉行に問い合わせて確認を取ってきた。信
牌所持唐船の賄い代等のことで附札の内容変更があったほかは、従来通りとされた。

一②魯西亜船等之儀、先前支配ム伺済、并長崎奉行江問
合済、碇与御相見不申、尤前条之通、筑前守方ニ而、兼而異
國船之儀も相心得罷在候趣、備後守方ニ而者私方ム申
達次第、人数差出取計候心得之旨ニ而、碇与伺済等之
儀相聞不申、勿論両家共富高手附手代共江も申請取計
候積之旨、彦松方ニ而者是迄差出置候何等之書物も
無之、異國船之儀ニ付而者申送も無御座候ニ付、是又前

41

条之通、此節承合候之処、寛政七卯年取計方御
届申上置、文化元子年長崎奉行へ爲承合候趣を以、出
張之人數・船手等ニ至迄委敷申付、万事取計方之儀、兼而
相心得罷在候旨、申越候付、異國船御領江漂來等之節者、
其支配も有之義ニ付、長崎江問合済之趣ヲ以、取計候心得ニ
候ハゞ、其次第一通、其節之支配江も、申達置候節ニ者無之哉、
御料人數差出取計向、諸家方ム長崎奉行衆ム之心得
ニ而、其支配者不相弁罷在、萬一之節不念之程も難計ニ付、
御勘定所江相伺、猶可及懸合次第も可有之旨、右家來江
申懸置候、同人方之儀、長崎奉行江問合、相心得罷在ながら、
先前支配江も、是迄何等之儀も不申越、万一異國船相見
候節ニ至、問合済ニ候逆無沙汰之支配江人數差出、彦松方
勝手次第ニ取計候ハハ、富高詰手付手代共も不相心得義
ニ付、差懸取計方ニも當惑可仕、村方も混雜可致奉存候、
右之通、長崎奉行江問合取計候ニ付、御料所ニ而も支配江
不及達候ニ与、心得候間も有之、又者前々ム達有之向、一事両様
ニ而、且者両湊唐船漂着等之節、番船挽船等之義、持場
ニ被請渡候処、心得方之儀者唐船異國船相混候様ニ
相見

最初唐船与而已被仰渡候得共、尤今者唐船異國船差
 別無之趣ニ相見、且外國之船者都而唐船より下ノ方、相心得
 候ニ付、役人取計ニも少し、右之意相混、是迄押移候哉ニ相見申候、
 引渡之諸書物ニ而も、異國船之儀相籠、三家懸之儀者、唐船而已之

42

義ニ候哉、不相分様成行、既ニ私義も、權九郎間合済之趣ニ而、
 異國船之義茂、右三家江相達候心得ニ罷在、此度得与取
 調候得者、先方ニ而も粗相心得罷在候得共、速々ニ付、以後一事
 両様、不締等之儀、無之た免、細嶋海面者備後守・筑前守、下
 別府川口海面者彦松方江、唐船漂着等之節、取計方
 之儀、前々被仰渡候通、相心得候儀者勿論、近來被仰出候
 異國船相見候節、私方より申達次第、人数差出可被取計旨、改
 被仰渡御座候様仕度奉存候

前書きと同様に、塩谷大四郎が伊東氏の姿勢に憤っている文面。下別府漂着唐船の取り計らいについて、伊東氏が長崎奉行へは問い合わせ、承け合っていながら、西国郡代を蔑ろにしている。万一のことがあればどうするのかと伊東氏家来に詰問する一方で、漂着唐船の取り扱いはもちろん、異国船渡来の際に、西国郡代からの依頼を受け次第、人数差し出しのことを、改めて勘定奉行から命じて下さるようにお願いしている。

一③御料所江人数差出方等、諸家より長崎奉行江問合候節、御料
 所之儀者、其支配御代官江も申談、取計候様与之文言有之候ハハ、
 前条之通、御料所江人数差出候儀、支配ニ而不相弁義等
 無之、御取締ニも可然奉存候間、其段長崎奉行衆江、兼而
 御達被成置可被下哉、何連ニも御料所之儀、其支配ニ而取
 計方之節、相弁不罷在候而者、縦唐船等漂着以多し候而も、
 百姓共其支配を輕し、御取締も薄く可相成奉存候
 享保七寅年五月、細嶋湊唐船漂着之節、番船挽船等之儀
 ニ付、水野和泉守殿より牧野越中守江被仰渡候御書付之内にも、委細者
 御勘定奉行江承合、御代官江も可懸合旨、御文言相見申候

幕府領漂着船の取り計らいについて、大名が長崎奉行に問い合わせるときに、代官にも問合をするようにとの文書があれば、伊東氏のようなことがない。勘定奉行から長崎奉行に命じておいていただきたい。

享保7年（1722）、老中水野和泉守忠之が、延岡藩主牧野越中守に仰せ渡された書付にも、委細は勘定奉行に相談し、日田代官にも問い合わせすべきであると記されていた。

一④右両湊海面江唐船等相見、遠見番人・村役人より、富高出張陣
 屋江届出候得者、私方江不申越以前、同所詰手附手代共より、
 細嶋之方者備後守・筑前守家来、下別府村之方者、彦松家
 来江申達置候上者、早便を以、私在勤豊後日田陣屋江、申越候

43

筈ニ御座候、申越次第長崎奉行江茂早速申達、御注進
 之儀者急御用状ニ而可申上哉

但下別府遠見番所より富高出張陣屋迄、道法拾六里余
 有之候へ共、別府川向直ニ彦松方遠見番人有之、一同見
 請候場所ニ付、同人方江者早速注進可有之義ニ候得共、爲念
 兼而其段懸合置候様、可仕奉存候

細島・下別府漂着唐船情報の流れについて図示する。

遠見番人・村役人→富高出張陣屋手付・手代→細嶋方は内藤・高鍋両藩（→長崎奉行）
 →下別府方は伊東（→長崎奉行）
 →日田陣屋 →長崎奉行

一⑤細嶋湊・下別府海面江異國船錨を入置候節、長崎入津阿蘭
 陀船ニ候哉、又者以き里寿船等之類ニ候哉、不相分候得共、細嶋
 海辺者備後守・筑前守、下別府海面者彦松家来江、早速
 富高詰手附・手代共より申達、尤早便を以、其段私方江申越次第
 御注進申上、長崎奉行江も申達、其次第ニ寄、私義も
 日向表江罷越候様可仕哉

但其次第ニ寄、御證文を以御注進申上、一通之儀ニ候ハハ、
 急御用状を以、御注進申上候様可仕候

状況によって、西国郡代は日向に出向くという。どういう状況の時に出張するかについては、後述⑯に詳しい。

一⑥異國船沖合錨を入候場所ニ寄、陸より警固場所之儀者、細
 嶋湊町場并下別府ニ不限、懸候船之模様ニ隨ひ、場所取
 候様可仕、且長崎入津之阿蘭陀船ニ候ハハ、兼而問合済之通
 ニ相心得取計、若又魯西亜いきり寿船等ニ而橋船を以
 陸路江乗附、水野菜飯米酒等之類相望候ハハ、少々之義
 者与、其段御届申上候様可仕哉、其後錨を揚走出候ハハ、行方
 方角見届、其段御届可申上哉、又者橋船を以陸路江乗付

44

候節野菜等不遣、出張家來江申談、右異國人搦捕手當
 之上、取計方之儀、長崎奉行江申達、差圖請候様可仕哉

上陸した異国人は、擧め取り長崎奉行に申し達し、指図を受けるようにせよ。

一⑦異國船より狼狽等打懸狼藉および候ハハ、打拂候様出

張候家來江可申談哉、尤其節之時宜ニ應候義ニ者奉存候得共、可成丈手荒之儀不仕、且場所手笞等不都合之儀無之様、右家來江申談取計可申哉

異国船から鉄炮を打ちかけられることがあれば、打ち払うように出張の家来に申し伝えるべきである。但し、なるたけ手荒なことを避け、場所・手笞等に不都合がないようにすべきであるか。

一⑧異國船遠沖江錨を入候迄ニ而、橋船等も乗卸さず候ハハ、

此方より者出張家來江相達、警固迄ニ而不差構様可致哉、又者右家來江申達船差出、長崎入津之阿蘭陀船等ニテ無之哉、様子爲承候様可仕哉
但異國船之儀ニ付、万一此方より差遣候船人共、不差戻脉之狼藉可仕哉茂難計奉存

異国船が錨を入れ、橋船などを下ろしたときには、警固するに留め、接近しないようにするか、或いは長崎入津のオランダ船かを確かめるべきか。これに対して、異国船に拉致される虞があるので、近寄るべきでないという

一⑨阿蘭陀船之儀、入津等之節、石火矢を打候趣ニ相聞候間、異國船

地方近相成錨を入候砌、石火矢打放可申哉も難計候間、縦石火矢打放候逆、阿蘭陀船等之訛も不相分、狼狽此方より手荒取扱間違之程も難計奉存候間、成丈手荒ニ者不取扱候様、手附手代遠見番人村役人江も申渡置、且出張役人より談合有之候節も、時宜ニ應及挨拶候様可仕哉

オランダ船は入津の時、石火矢を打つことがあるが、なるべく手荒に扱わないように、手付手代・遠見番人・村役人へ申し渡しておくこと。

一⑩異國船沖合ニ錨ヲ入、橋船地方ニ乗附、水野菜等ヲ届候節、異國人之義ニ候得者、對談不相分候逆、及狼藉不得止事、打拂候歎擧取ハハ

早速長崎奉行江申遣、差圖を請可申哉

但右脉之節者、御證文を以御注進可申上哉、擧取候節も本船之様子ニ寄、同様御注進申上、格別之儀も無之候ハハ、急御用状ニ而御注進可申上哉

狼藉に及べば、やむを得ないので打ち払い擣め取り、早速、長崎奉行に届け出て、指図を受けるべきこと。

一⑪異國船沖合ニ相見候節、錨を入不申候共、本船三艘ニもおよひ
相見候節ハ、行方之方角等兼而御渡被置候御沙汰文を以、御注進可申上哉

異國船が沖合に見えたとき、錨を入れなくとも3艘以上ならば、行方の方角等を御沙汰文で注進すべきか。

一⑫本船壹艘ニ而大船ニも無之、橋船を卸、地方江乗付及狼藉候共、
少人数ニ相見候節者、急御用状ニ而御注進可申上哉
ただ1艘だけで、大船でなく、橋船を下ろして乗り付け狼藉するとも、少人数であれば急御用状で注進すべきか。

一⑬魯西亞船以きり寿船之類ニ候共、実ニ難船ニ而本船割碎、助命難致
体ニ候ハハ、上陸相致、小屋懸等以多し、細島湊之方者備後守・筑前守、
下別府之方者彦松方江相達、厳敷警固相致、其段長崎奉行江
申達差圖を請、尤早速急御用状を以、御注進可申上哉
但九州筋之儀者、諸家共長崎奉行江問合取計候場所ニ付、御下知
無之以前ニ候共、長崎奉行より差圖有之候上者、其通ニ取計可申
哉、又者御下知無之趣を以、長崎奉行江申断、御下知之上、取計可申哉

九州に漂着船がある場合は、幕府領・大名領とも、すべて長崎奉行に問い合わせて対処することになっている。したがって、勘定奉行からの命令が届く以前に長崎奉行からの指図があれば、その通りに取り計らうべきであるか。または勘定奉行からの御下知がないことを長崎奉行に申し伝え、御下知を得た上で取り計らうべきか、と訊いている。

一⑭長崎奉行江〔羽倉〕 権九郎より問合書面之内、異國船等漂着之節者勿論、
唐船ニ而も長崎商船ニ無之、信牌所持不仕、唐船漂着錨を入候節、
且右躰之船破船等有之、浮沈荷物溺死人等御座候砌者、江
戸表江相伺可申哉之事、問合候處其通可然旨、長崎奉行附札有
之候
享保之頃より唐船之儀而已問合有之、権九郎勤役中初而
異國船之儀、問合相見申候

然ル処、岡田九郎左衛門問合書面、當時用候ヶ条之内、信牌所持不仕
唐船破船、浮沈荷物溺死人等之儀、信牌所持之唐船、同前
相心得、溺死人之儀者死體塩詰以多し、私領役人江引渡之

附札ニ而、権九郎問合附札与一事両様ニ有之候間、猶又長崎奉行江
問合候様可仕哉、併江戸表江相伺候様、権九郎長崎奉行より
挨拶御座候儀ニ付、信牌所持不仕唐船、且異國船難船、
浮沈荷物等之儀者、御勘定所江相伺候様可仕哉、左候ハハ
格別遠國之儀ニ付、兼而取計方之儀、御下知
被成下候様、仕度奉存候
但右躰之船有之節、細嶋海面者備後守方・筑前守〔方〕、下別府海
面者彦松方江申達、人数差出候者勿論、右三家より者長
崎奉行兼而差圖之通、可取計事申聞候儀与奉存候間、私方（西国郡代）
より茂長崎奉行江申達、諸家取計与一事両様之心得ニ
不相成様仕度存候

信牌不所持の唐船が破船したときの取り扱いについて、岡田九郎左衛門と羽倉権九郎（12枚目13条、14条）から長崎奉行への問い合わせに対する返答が異なっていることについて。羽倉権九郎が長崎奉行から江戸勘定奉行に伺うように返答があった。そうであれば、日向国は格別遠国なので、あらかじめ取り計らいのことについて勘定奉行からの下知をいただきたい。〔勘定奉行からの下知がなければ〕私方（西国郡代）から長崎奉行に伝えて諸家の取り計らいと区々にならぬようしたい。

一⑯日向國支配所海面江、異國船相見候節、出張陣屋手附手代共
より申越次第、其様子ニ寄、元べ手代差遣、且船数多く相見候歟、
度々帆形見失ひ候歟、又者可及狼藉様子ニ候ハハ、私義も早速罷越
取計候様可仕哉、且又御領ニ無之、日州私領海面ニ候共、右躰之節
者、私義出張陣屋迄罷越、場所江者手附手代共差遣、委細
様子爲承申上候様可仕哉、尤其時宜ニ寄、御證文又者急御用

47

状を以、御注進申上候様可仕哉
但豊後豊前之儀より、右ニ准相心得候様可仕哉

日向国の幕府領に異国船が発見され、富高陣屋の手付・手代から日田の郡代に注進があり次第、日田の元締手代を派遣する。船数が多く見えたとき。たびたび帆形を見失うとき、または狼藉に及ぶときには、西国郡代が自ら出向く。日向国では幕府領だけでなく、大名領に漂着船があったときにも、同様に西国郡代が富高の出張陣屋に出向く。現場には手付・手代を派遣する。かつ詳細については、勘定奉行にお届けする。ここでは日向国については、大名領に漂着の場合でも、西国郡代が関与することを明確にしている。ただし注記に、豊前・豊後についても日向国に準じて心得るべきかを伺っている。

一⑯唐船其外御領江漂着之節、備後守・筑前守・彦松家來江引渡
 候後者、私方ニ而不差構積、前々より問合済ニ候得共、日州之儀者長崎表江、凡八九拾里程有之、肥前・筑前・筑後・肥後等より遠、長崎より手遠之場所ニ付、信牌所持之唐・阿蘭陀ニ候共、私領役人筆談等相對限ニ而、帰帆等爲致候而者、不取締之所も難計奉存候間、右躰之節者富高詰、又者船痛等ニ而水滯船候ハハ、豊後本陣屋より元メ手代差遣、其次第爲承申上候様可仕哉、左候ハハ、其段長崎奉行并備後守筑前守彦松方江も、兼而被仰渡御座候様仕度奉存候

但日向國之儀、是迄私領江右躰之船、着船之節者無急度富高詰手附手代差遣、船之様子承合御届申上来候得共、已後私領江唐船其外漂着ニ候共、日州表者格別遠國ニ付、富高詰手附手代差遣、私領役人異國人江及談判候節者、爲立會、其始末急御用状を以、御注進申上、長崎奉行江も申達候様仕候ハハ、御取締も可宜哉ニ奉存候、可然も思召候ハハ、是又其段長崎奉行并日州諸家迄も御達被置候様仕度奉存候

48

享保之頃、牧野越中守家來より、長崎奉行江問合候趣之書面ニも、日向者異國船入津出帆等之節も、長崎奉行より達無之國之趣ニも、相見申候

交易または外交関係のある唐・朝鮮・琉球漂着船の場合には、内藤・秋月・伊東に引き渡した後は、三家に任せことになってきている。けれど、日向国は長崎から遠いので、信牌を所持する唐船・オランダ船については、三家に任せてしまうのではなく、富高詰め手代を遣わし、また船の修理で滯船する場合には、日田から元締め手代を差し遣わし、その始末を勘定奉行だけでなく長崎奉行にも報告させる。こうすれば、海防の体制が整うことになる。そのことを、長崎奉行と日向国の大名にもお達しいただきたい。なにしろ享保の頃の延岡藩牧野越中守から長崎奉行への問合せ書面を見ると、日向は異国船入津・出帆の折りにも長崎奉行からの達しはない国のように見受けられる。つまり、塩谷大四郎郡代は取締を厳重にすべきだという考えをもっていたわけである。

一⑰細嶋湊之儀者、備後守・筑前守懸、下別府之方者彦松懸、然ル処
 日州佐土原城主嶋津筑後城下者下別府江三里ニ而、手近ニ御座
 候處、同人義者別ニ懸ニ無之、拾里余も有之候彦松懸相成、右者
 下別府隣村彦松領分在之儀ニ候哉、又者日向國松平豊後
 守領分多く、右手當も御座候間、筑後守方江者懸不被仰付

義ニ御座候哉、訣合難相分候得共、彦松方之儀も、海辺附
村方多く相聞候ニ付、時宜ニ寄、御料迄人数差出急候儀も有
之間敷義ニも無御座、万一壱人ニ而差支候儀も難計候間、是迄
手近ニ而懸り不相成訣御糺之上、差支之儀も無御座候ハハ、筑後守
江も下別府の方懸可被仰付哉、且又右之外、日州諸家海辺多
ニ而、万一差支候節之た免、中川修理太夫・相良近江守江も御沙
汰可被成置哉、則別紙帳面取調申上候

文化七年魯西亞船渡來之儀ニ付、私先支配所、但馬國江
人数差出方之儀、伺之上、松平因幡守方江も申達候処、人数
差出候儀承知ニ者御座候得共、因幡守領分海辺多く候ニ付、品
ニ寄差出兼候儀も可有之事、返書差越候ニ付、其段其節御
届申上置候、彦松方之儀も領分海辺多ニ相見候間、模様ニ
寄、壱人ニ而如何可有御座哉、因幡守大身ニ候得共、入念
候儀、尤奉存候間、此段申上候

日向国沿海大名の中で、佐土原島津家だけが、幕府領との関わりを持たない。そこで手近な下別府の係を命じていただきたいとのお願いをしている。あわせて日向の国沿海について、豊後国岡の中川氏、肥後国人吉の相良氏にも、万一の備えを命じていただきたいむね、依頼をしている。このことと、永井哲雄氏が明らかにした相良氏が飫肥藩情報を収集したことと、直接の関係は無いけれど、関連づけての後考を待つ。（註3）

<番所備え置きの武器> 津口番が遠見番を兼ねること
一⑯細嶋湊西口番所壱ヶ所、津口番所壱ヶ所、両所共海辺ニ而津口
之方者、遠見番相兼罷在候、下別府遠見番壱ヶ所、都合三ヶ所

49

番人六人御座候、細嶋津口番所ニ者、前々私領之節より、鉄炮四挺
鎧六筋相渡有之
此四筋細嶋津口西口番所ニ而、人数四人ニ付右四人分海辺
津口之方へ、一同ニ相渡有之候義ニも可有御座哉ニ奉存候
鎧の儀者、日々番所ニ立来、権九郎支配之節郡中入用ニ而致
修覆候義も有之候由、鉄炮之儀鎧腐用立不申旨ニ御座
候間、豊後日田陣屋ニ有之候取上筒等之内、引替渡申度、
且西口番所并下別府遠見番所ニ者、三御道具而已有之、
鉄炮相渡無御座候ニ付、是又壱ヶ所江三挺ツゝ取上筒等之
内、差遣置申度、右取上筒も修復不相加候而者難用立
御座候間、右番所て取立之分一運上之内を以、修復入用御立被下
候様仕度奉存候

但可相成候儀ニ御座候ハハ、年々玉葉入用分一之内を以御立被成
下、番人共稽古打為仕度奉存候

- 一⑯富高陣屋鉄炮無御座候間、是迄日田陣屋ニ有之候取上筒等
之内、五挺差遣置申度、尤修復入用御立被下候様仕度奉存候
- 一⑰豊後豊前私御代官所海辺付村方無少、殊ニ豊前之方者
瀬戸内之方江相廻有之、容易異國船可乗入場所ニ者相
見不申候得共、漂着等之儀者難計候ニ付、海辺村方最寄
諸家姓名別紙取調申上候、尤豊前中須賀遠見番所
壱ヶ所番人兩人御座候

50

- 一⑱日向國之義者、長崎よりも手遠之場所、格別遠國之義、
殊ニ細嶋下別府遠見番所有之、享保七寅年池田喜
八郎より番人江相渡候書面ニも、ゑけれ寿船之儀相見、同湊
ニはて〔れ〕ん船并抜荷等之浦御高札も有之、且抜荷之儀
ニ付而者、享保二戊午被仰出候御書付、室七郎左衛門（代官1714～1720）より相
觸村々小前壱人別請印申付候、本紙引渡有之、都而前々より
被入御念候御場所、豊後之儀も引續、長崎表よりも手遠之場
所ニ御座候処、文化七年魯西亞船渡來之儀ニ付、浦付支
配背之分ハ、最寄諸家江人数差出方等之儀、被仰渡候処、
都而日向豊後等ニ者無之、全長崎奉行問合等ニ相もたれ
候義ニも可有之奉存候間、則前条之通、此度諸家江被仰
渡之義、申上候儀ニ御座候

<日向国出張陣屋の歴史>

- 一⑲日州富高陣屋、前々者細嶋湊ニ御座候処、寛保三年（1743）
岡田庄太夫（俊惟代官1742～1754）支配之節、同國宮崎郡下北方村江引陣屋ニ相成
此下北方村當時私領ニ御座候
寛延元辰年（1748）同人支配之節、猶又細嶋湊江引陣屋ニ相成、
同年焼失ニ付、翌巳年富高新町江引陣屋ニ相成候事、且
又先年者津口西口両番所之外、遠見山与申場所ニ遠
見番所并常夜燈有之、私領之節足輕詰來御代官所
ニ相成候而も足輕差置來候処、元禄年中今井九郎
右衛門御代官所之節、遠見番所常夜燈共取拂ニ相成、
其後津口番人共江、遠見番兼帶ニ相成候旨ニ御座候

51

常夜燈之儀、當時御立被置候場所者湊内ニ而、先者漁船出

入之目當而已相成諸廻船之助ニ不相成、全魚漁分一運上取立候故
 常夜燈ニ相見申候処、近年諸廻船之た免、村方入用を以、前々
 有之候場所ヘ常夜燈相立度旨、相願候ニ付、承届候儀
 ニ御座候
 尤遠見山ニ候得共、絵圖面之通、四國土佐沖より東南海懸
 拂ニ相見候場所ニ而、右場所ニ以前之通、遠見番所立
 被置候ハハ、御取締ニも可然奉存候得共、足輕両人も差
 置候得者、夫丈御入用も相懸候儀ニ付、勘弁仕候処、細島
 湿より者漁船も日々多分罷出罷帰候節、津口番所ニ而取
 揚候魚相改分一取立候間、其砌海辺之様子無失念漁
 師共江承候ハハ、御差支之儀も有之間敷、荒ニ而漁船
 不罷帰節者津口番人共朝夕之内、遠見山江見廻り、海
 面遠見仕候様可申渡哉ニ奉存候、左候ハハ、壱ヶ月壱人ニ付、銀五匁
 候も御手當増可被下置哉
 但津口番人共、御手當壱ヶ月、銀弐拾五匁ツツ被下置、右
 者先年七石ツツ被下候処、米直段下直之節、代銀渡
 ニ相願、其後銀子ニ而被下置候事ニ御座候

日向国出張陣屋の歴史が纏めてある。この文章によってのみ知りうることもある。

- 1743年 宮崎郡下北方に移る。
- 1748年 細島に移る。のち焼失。
- 1749年 富高新町に移る。

- 一②③肥前國松浦郡支配所村々海辺附御座無候
- 一④唐阿蘭陀入津出帆等之節、支配所浦々江入念申付候様、長
崎奉行より達有之、其度々海辺付村々江取締相觸申候
- 一⑤大隅薩摩國之儀、唐阿蘭陀船ニ候得者、是迄私方江者
通達無之、直ニ長崎江挽送候趣ニ御座候、異國船ニ候江者、
此度通達有之候、以後異國船両國並両國附島々江

52

漂着且難破船等之通達有之候節者、如何相心得可申哉
 但大隅者日向海辺續ニ御座候

薩摩大隅に唐阿蘭陀船が漂着したときには、これまで私方つまり日田代官（西国郡代）に薩摩大隅からの通達はなく、直ちに長崎に回送されていた。ということは、高鍋藩の事例等に見えるとおり、日向国への漂着唐船阿蘭陀船については、諸大名から通達があったということである。つまり日田代官が管轄すべき地域であったわけである。ところが一方、薩摩大隅の領主・島津氏

については、実態として日田代官が管轄すべき対象ではなかったといえる。異国船については、この度、通達があり、異国船が薩摩大隅両国およびその島々に漂着または難破船等があるときは、管轄すべき事と認識すべきであるか、と勘定奉行に問い合わせている。

次の26条とあわせ考察すると、日田代官・西国郡代は、幕府領だけでなく鹿児島藩を除く九州管内の大名を管轄する立場にあったわけである。

文政7年（1824）8月20日、高鍋藩に鹿児島から飛脚到来。英國船薩摩國宝島において狼藉の報あり。高鍋藩では、寛政13年飫肥外浦に唐船漂着の事例をもって、「長崎御届日田江案内、隣家江為知差遣」と、隣家からの情報であっても西国郡代に届けている。高鍋藩の記録には、長崎には「御届」、隣家には「為知」、日田には「案内」と使い分けている。（『宮崎県史料 第4巻 高鍋藩続本藩実録（下）』1978年、宮崎県立図書館）

一⑥肥前筑前肥後壱岐對馬國等より右躰之儀、通達有之
 候ハハ、手附手代之内、差出船之様子爲及見、諸家役人江委細
 爲承候上、申上候様可仕哉
 但筑前者豊後日向より別而手遠、肥前國ニ者私御代官
 所も御座候

肥前・筑前・肥後・壱岐・対馬等から異国船等漂着の情報があるときの取り計らいについて。手付・手代を派遣して、大名が漂着船にいかに対処しているかを詳しく調べて勘定奉行に報告すべきでしょうか。ただし筑前は、豊後・日向より遠距離であり、肥前国には長崎奉行もいるので、〔日田から出向く必要はないと判断します。〕

右者近來被仰出候異國船之儀、是迄同濟無之、且日州兩
 湊海面者唐船漂着等之節、前々御手當向も被仰渡
 御座候場所ニ候處、是又異國船等之儀、三家心得方等之儀、速々
 ニ相聞候間、則先前支配より引渡有之候諸家書物写、其
 外此度相伺候絵図面類、且又日向豊後肥前御領海辺
 御手當可被仰渡諸家姓名取調帳相添、取計方奉伺候、
 相渉候儀者追而相伺候様可仕候、以上

塩谷大四郎

文政七年九月

御勘定所

以上の文書は、西国郡代塩谷大四郎が勘定奉行に出したものである。漂着異国船取り計らい方についての伺いである。これまで日向細嶋・下別府両湊に漂着の唐船は既に定められていたが、異国船について内藤・秋月・伊東の三家の心得方などを速やかにお伺いする必要があった。そこで前任代官・郡代から引継の文書の写し、そのほかを添付して御伺いしたわけである。

53

以下の文書は、同じく塩谷大四郎が勘定所の中川忠五郎宛のものである。

中川忠五郎江書状写

以剪紙啓上仕候、然者私義日州出張陣屋江罷越、海辺之
様子承糺候処、別条無御座、猶取締方之儀、申渡置候儀ニ御座候
 一 私當國御預所、日向國臼杵郡細嶋湊江、唐船漂着之節
 者、内藤備後守秋月筑後守人数差出、那珂郡下別府川
 口之方者、伊東彦松人数差出、取計候場所ニ御座候、右諸書
 物者重々出張富高陣屋ニ有之候ニ付、前々より長崎奉行江
 間合書其外共、此節得与取調候処、近年被仰出候魯西亞
 船之儀伺濟、并諸家御達等も無之、尤唐船漂着之節、持場ニ
 付、異國船之儀も備後守筑後守彦松方ニ而も相心得罷在候
 趣ニ者候得共、心得方も區々ニ而、彦松方ニ而者長崎奉行江
 間合相濟、其所支配江者不及通達相含罷在候趣ニも相聞、右
 之通ニ而者、万一漂來之節、可及混雜者眼前ニ付、異國船之
 儀茂一事両様、不相成様、備後守筑後守彦松方江、此度
 改被仰渡御座候様仕度、伺書差出申候

<宝曆を過ぎてから海防体制がゆるんだのを引き締めたいこと>

一 右伺書當湊江唐船等漂着之節者、前々より長崎奉行江
 間合濟之通、取計申度、且羽倉権九郎間合濟之内、御勘定
 所江相伺候様、長崎表より挨拶有之候、異國船之廉、此度取
 計方も相伺申候、右伺書ニ申上候、當湊唐船之儀者、百ヶ年
 來之義ニ而入組、殊ニ近來者先ツ等閑に相成候姿ニ而、御代官ニ
 而も、長崎奉行江間合候迄ニ而、其儘ニ成行候様ニ相見、日州
 之儀者、九州之内ニ而も、大隅薩摩州江續、長崎よりも九拾

54

里余相隔、極々遠境ニ付、西湊海面之儀候手當被仰付
 候儀も可有御座候処、宝曆之頃迄者厳重ニ相見、其後者
 相緩候哉ニも被相察、且又遠見番人等有之候得共、右者地
 付之ものニ而、内実者私領江任候意味も出来可致哉、出張
 陣屋手附手代共江者、最寄諸家よりも聞達之儀、心遣
 仕候趣ニも相聞候間、此方御領所西湊之儀、先前之趣を以嚴
 重御取締被仰付候ハハ、自ら隣國江も相響、御手遠之御場所
 御取締不相緩様罷成可申哉ニ奉存候、御賢慮之上、宜被仰
 上可被下候

一 享和三年正月、秋月山城守領分石波濱申処江、空船
 之唐船參艘流寄、同人方より長崎奉行江間合取計候間、
 右者最初伊東鶴三郎領分内海折生迫沖合異躰之船
 相見、則鶴三郎方よりも役人差出、及見候処、檣式本立居候様
 子ニ而、追々漁船之もの共も、右船江近く漕寄見請候処、日本人
 船ニ者無之、人数等不相見旨申之候由、其後何方江乗候哉、行
 衛不相知旨同人より御届以多し候趣、山城守領分江漂着以多し
 候も、矢張右空船ニ可有事、風聞致候由、其砌權九郎より
 御届申上候書面相見申候、右之通人影も又相見、異國船
 漂流役人も罷出、漁船も近く乗寄乍見極不繫留、其
 併押流候而者、不締之様ニも相聞、右者異國船繫留候得共
 長崎懸合、其外物入有之候ニ付、其併押流、隣領山城守
 領分江漂着、同人方取計ニ相成候由、其頃專風聞仕候事ニ付、
 権九郎よりも、其意味相含、御届申上候書面ニ相見候、且

55

右空船ニ有之候所者取揚、船而已押流候様、其頃風聞も仕
 候由ニ御座候、此儀者事済候儀ニ而、古キ儀を申立候ニも相當
 候間、此度伺書面ニ廉者相除置申候、尤時日書之内ニ申上候
 間可相成者思召を以、後右躰之儀有之節之心得方、御下
 知被成下候様、仕度奉存候

享和3年（1803）の福島石波濱漂着唐船について。（高鍋藩記録にあり）

はじめ飫肥の伊東氏領内海折生迫の沖で発見され、役人が出向いて檣2本の船であること、つまり日本船ではないことを確かめた。また、漁船が近づいて日本船でないこと、空船であることを確認した。ところがその後、何処へ漂流したのか不明だという御届があった。一方、高鍋藩福島に漂着した唐船が、まさにこの漂流船だと風聞があった。当時の西国郡代羽倉権九郎の勘定奉行宛お届け書面にも、異国船と確認しながら繫留せず、そのまま押し流したと記されている。しかしこれは、一旦は繫留したものの、長崎回送等のことで経費がかかるので押し流し、隣領秋月領に漂着したとの風聞があり、羽倉権九郎のお届け書面にも、伊東氏の対処の問題を含ませている。かつまた「空船ニ有之候所者、取揚船而已押流候様、其頃風聞も仕候由ニ御座候、」とは、積み荷を取り上げて船だけ押し流したという風聞があったということだろうか。ここでは古いことを持ち出して処分を求めるのではなく、同様のことがある場合に、西国郡代としてどう対処すべきかの心得方を命じていただきたいとの伺いである。

西国郡代塩谷が飫肥藩の対応に苛立っている様子がうかがえる。また、諸大名の動きについて、風聞として情報を記録することが多いことにも注目したい。

一 先達而御届申上置候、當六月伊東彦松領分、日向國折生
 迫沖合ニ相見候異國船之儀、右船江折生迫漁船共ム
 水・野菜等差出候趣、且異國人磁石を出し寅卯之方江
 針を向ケ候を、漁人共見及候よし、異國人寅卯歟与申伺相分
 候様風聞有之候事、領主役人者不相弁義ニ可有候得共、
 遠鄙之漁師共、心得違ニ而、右躰之儀有之、万一実事ニ御座候
 節者、隣領江も相響手堅取計候向も相緩候様、可相成哉ニ
 奉存候、尤此節風聞之趣、取調罷在候間、猶追々申上候様
 可仕、先入御内聞置申候、且又其砌彦松家老共ム、私方江達
 書面ニも御届申上置候通、西風強沖を向、走候段申越候間、矢
 張東江向走候様ニ相見申候
 但細嶋湊下別府最寄鵜戸山辺ム、東海江船乗方相
 累候処、寅卯江乗候由、東海ム日向國江之方角御含ニも
 可相成哉与、則糺書付伺江相添置申候

先だってお届けした飫肥領折生迫沖の異国船について、折生迫の漁船が水や野菜などを差し出した。また異国人が磁石を出し、北東の方角に針を向けたのを見たという風聞がある。伊東氏役人は知らぬこととはいえ、「遠鄙の漁師」どもは心得違いをしているのである。

本文書は、文政7年10月4日付の塩谷大四郎から勘定所への伺い文である。したがって、この折生迫異国船発見の時期は、その前のことであろう。しかし飫肥藩サイドの記録が発見されていない。また高鍋藩にも記録が見えないので、ただ今のところ確定はできない。

次の文章は、唐人を長崎回送する里程ではなく、情報伝達について語っているのである。

一 前々長崎奉行衆江問合之内、下別府ム長崎江海陸
 九拾里細嶋ム七拾里与認有之候得共、細嶋之方も長崎迄
 九拾里程ニ相成申候、右海陸与申候者、下関廻りニ者無御

56

座、左之通り

日向國ム肥後國江罷り、同國ム肥前國江渡海、長崎江
 海陸九拾里程ニ相成申候
 但肥後ム肥前江之渡海者場所ニ寄、七八里ム壱拾七八里
 迄ニ承申候、乍少々渡海も御座候ニ付、急御用之節者
 陸路之方差支無御座候
 日向國ム長崎江陸路ニ候得者、左之通
 日向國ム肥後國熊本筑後國柳川、同國久留米、夫
 ム肥前國佐嘉通長崎江罷越、凡百里余ニ相成候事、
 日向國ム豊後國竹田、夫ム同國日田通筑後國久

留米、肥前國佐嘉通長崎迄、凡百里程ニ而、陸路
 ニ候者、熊本通日田迄も同様ニ御座候
 右之通ニ而、日州より長崎江、何連百里内外之場所ニ御座候
 豊後日田陣屋之儀者、肥後筑後筑前豊前四ヶ
 國之境目ニ有之、何方江も弁利宜場所ニ御座候、則日
 田より所之城下江道法、別紙ニ認入御覽申候
 一 異國船漂着之節、其次第長崎御注進申上候た免、宿継
 御沙汰御渡被置、右差立方之儀、權九郎より相伺候処、豊
 後其外其國より中国路大坂迄より東海道筋之積、御
 下知御座候処、長崎奉行衆被差立候宿継御沙汰文、大坂
 表ニ而、継替ニ相成候哉ニモ及承候間、若大坂ニ而差支候程も
 難計、万一之節手間取候而者難相成ニ付、大坂より東海道

57

筋与私より添觸差出候而も差出無之哉、大坂町奉行衆江
 承合申上候様可仕哉、又者御懸合可被成下哉、尤躊躇
 仕候儀ニ者無之候得共、前書之趣及承罷在候間、爲念
 申上候
 右之趣共、可然御含被下御断方江宜被仰上候、下知御座候様、
 御取計可被下候、尤細嶋湊下別府川口之儀、精く取調候得
 共、百年來之儀ニ而、伺書面も入組、難被成御見訣ケ御儀与奉
 存、且又格別遠國之儀ニ付、猶取調方被仰下候而も、往返時日
 手間取候間、御見合ニモ可被成書物類、是又成丈ケ取調差
 出申候、何分可然様御取計可被下候、右之段申上度、如此御座候、以上

十月四日 塩谷大四郎 印
 中川忠五郎 様

追而右唐船等取調之儀、本文ニ申上候通、百年來之儀
 ニ而、尤御備向之儀、殊邊境ニ付、精々入念取調手間取、漸出来
 追々ニ請書仕候間、諸書物九月付ニ御座候、爲念此段申上
 置候以上

58

先達而被申聞候、其方支配所并當分御預所江、異國船渡來之
 節、取計方之儀、此度改而御仕法被仰出候ニ付、別紙御書付
 写三通差遣候、右ニ付而者最寄万石以上江、人数差出方等
 之儀者伺之上、可申達候共、異國船等拂方之儀、被仰

出候条、可被得其意候、以上

文政八酉

二月十六日 館 忠四郎 印

遠 左衛門尉 印

塩谷大四郎 殿

<勘定奉行から西国郡代へ>

異國船渡來之節、取計方從前々數度被仰出有之、おろしや
船之儀ニ付而者、文化之度改而相觸候次第も候処、以きり壽之船
先年於長崎狼藉、近來者処々江小船ニ而乗寄、薪水食
料を乞、去々年ニ至候而者、猥ニ致上陸、或者廻船之米穀・嶋方之
野牛等奪取候段、追々横行之振舞、其上邪宗門ニ勧め入候致
方茂相聞、旁難被捨置事ニ候、一体いき里壽ニ不限、南蛮西洋
之儀者、御制禁邪教之國ニ候間、以來何連之浦方ニおみて
も異國船乗寄候を見請候ハハ、其所ニ有合候人夫を以、
不及有無一圖ニ打拂、遅延候ハハ、追船等不及差出、其併ニ差
置、若押而致上陸候ハハ、揚取又者打留候而も不苦候、本船
近付居候ハハ、打潰候共、是又時宜次第可取計事、浦方末々
之もの迄申含、追而其段相届候様、改而被仰出候間

59

得其意、浦々備手立之儀者、土地相應實用專一心懸
手重過不申様、又怠慢ニも無之、永續可致便宜を考、銘
々存分ニ可被申付候、尤唐・朝鮮・琉球など者、船形人
物も可相分候得共、阿蘭陀船者見分けも不成兼可申、
右等之船、万一見損相談候共、御察度者有之間敷候
間、無二念打拂を心懸、圖を不失様取計候処、專要之
事候条、無油断可被申付候

右之趣可被相觸候

文政八酉

二月

異國船國々より渡來、或者於海上出會候節、向々より之届出、多分荒
増之儀而已申聞、内実之事情者難相分義も有之候間、以來浦
方末々迄も不相包、有躰可申出旨、兼々申含置、兎角事實
無相違様申聞候儀、専用たるへく候、今般異國船打拂之儀、被
仰出候茂、事を好候節ニ者無之候得共、近來之様子難被捨置
次第迄付、被仰出事候条、精々入念可被申付候

文政八酉年二月

國々之廻船漁船、海上ニおみて異國之船ニ相親候義者、前々より
御法度之事ニ候、今般浦々におみて異國〔船〕乗寄次第、可打拂旨、
改而被仰出候間、船方漁民等弥厳重ニ相守、船之乘筋等可

60

成丈異船ニ出會さる様心懸可申候、若異國人ニ親ミ候儀を隠置、
後而相顕ニおみてハ、可被所厳科、有体訴出候ハハ、一旦同意之もの
ニ而も、御褒美可被下候間、不相包可申出もの也

文政八西

二月

右之趣、浦々江建札以多し置候様、向々江可被相觸候、
先達而被相伺候、其方支配所豊前・豊後・日向國海岸江、異國
船渡來之節、人数差出之儀、豊前・豊後國之方者、久留嶋
伊豫守・木下大和守、日向國之方者、内藤備後守・伊東彦松・秋月
筑前守・嶋津筑後守江可相達旨、大加賀守殿※江相伺候処、伺之
通被仰渡候間、其方より申遣次第、早速人数差出候様、右六家
申達候間、可被得其意候、以上

三月十四日

館 忠四郎 印

遠 [山] 左衛門尉 印

村 [垣] 淡路守 印

塩谷大四郎 殿

※大加賀守は老中大久保加賀守。

無二念打払令ならびに高札の雛形が勘定奉行を通して西国郡代に仰せ渡された。また、老中大久保加賀守に勘定奉行が伺いの上、承諾を得たので、豊前・豊後・日向の6家には、西国郡代からの命令で人数を差し出すように勘定奉行から申し伝えるとのこと。ただし、佐土原藩嶋津筑後守は幕府領漂着唐船に責任を負っていなかった。

以剪紙得御意候、然者先達而貴様御支配所海岸江、異國船渡來
之節、御心得方之儀、御取調御差出被成候処、奉行衆御評議之上、御伺ニ

61

相成、則御印状之通、御達被成候、且又先達而御差越之御書面之内、
奥平大膳大夫・松平志摩守義者、前々より長崎表海岸之儀、相心得
罷在候ニ付、左候得者、両方江人数差出候様ニ相成候ニ付、一同評議之上、
右両家者相除申候間、左様御心得可被成候、右之段可得御意、如斯
御座候、且又諸家差出候人数高等之儀者、奉行衆御差圖済
之上、尚又可得御意候以上

三月十四日

大田垣茂助 印

飯田庫三郎 印

中川忠五郎 印

塩谷大四郎 様

<西国郡代から日向国四大名家老へ>

日向國支配所海岸江、異國船渡來之節、拙者より及御通達次第、
御人數御差出有之候旨、御勘定所より御達申候旨、申來候、尤御人數高
等之儀者、猶又差圖有之候趣付、其節可及御談候得共、先此段申達
置候、且差出候節者、富高詰手附手代共之内より及御懸合候儀も
可有之間、是又御承知被置候様、致度存候、以上

酉五月

内藤備後守殿

塩谷大四郎

家老中

62

伊東彦松殿

家老中

秋月筑前守殿

家老中

鳴津筑後守殿

家老中

<西国郡代から久留嶋伊予守家老へ>

豊後豊前國支配所海岸江、異國船渡來之節、拙者より及御通達次
第、御人數御差出有之候旨、御勘定所より御達申候旨、申來候、尤御人
數高等之儀者、猶又差圖有之候趣付、其節可及御談候得共、
先此段申達置候、以上

酉五月

久留嶋伊豫守殿

塩谷大四郎

家老中

<西国郡代から木下大和守へ>

豊後豊前國支配所海岸江、異國船渡來之節、拙者より御通達

および次第、御人数御差出有之候筈、御勘定所より御達申候旨、
申来候、尤御人数高等之儀者、猶又差圖有之候趣付、其節

63

可及御談候得共、先此段申達置候、且差懸候節者、四日市詰
手附手代共之内より、及御懸合候儀度可有之間、是又御承知被置
候様、致度様候、以上

酉五月

木下大和守殿	塩谷大四郎
家老中	

<西国郡代から日向国四大名へ>
何郡何村海面江、異躰之船相見候間、御人数御差出候手當
有之候様存候、以上

月日

内藤備後守殿	塩谷大四郎
家老中	

伊東彦松殿
家老中
秋月筑前守殿
家老中

64

島津筑後守殿
家老中

何郡何村海面江、異躰之船相見候間、御人数御差出候手當
有之候様存候、以上

月日

木下大和守殿	塩谷大四郎
家老中	

<勘定奉行から西国郡代へ>

以剪紙啓上仕候、然者先達而御達申候、貴様御支配所海岸江、異國
船渡來之節、人数差出候諸家より追々伺書差出、奉行衆御下
知相済候間、則別紙壹綴差進申候、御前手可被成候、右可得御意、
如此御座候、以上

七月廿二日

大田垣茂助 印

飯田庫三郎 印

中川忠五郎 印

塩谷大四郎 様

追而本文壹綴者不及御返却候、以上

65

文政7年9月に西国郡代塩谷大四郎が勘定奉行にお伺いを出したのを受けて、勘定奉行が諸大名へ命じたやり取りの一綴文書である。

<勘定奉行から木下・久留嶋氏へ>

申三月十日木下大和守、久留嶋伊予守江相達ス
西國郡代塩谷大四郎支配所、豊前守（國）宇佐郡豊後國
國東郡海岸江、異國船渡來之節、大四郎より案内次第、
早速人数可被差出候、右者大久保加賀守殿江伺之上、此段
申達候

酉三月

<勘定奉行から日向国3大名へ>

前同日内藤備後守、秋月筑前守、伊東彦松江相達ス
西國郡代塩谷大四郎支配所、日向國臼杵郡那珂郡海邊
江、異國船渡來之節、大四郎より案内次第、早速人数可被
差出候、右者大久保加賀守殿江伺之上、此段申達候

酉三月

右同断□通

別紙之通、塩谷大四郎江も申達候間、可被得其意候、尤右ニ付
別段遠見番所臺場等被取建候筋ニ者無之、御人数差
出方等之儀者
御殿御勘定所江可被問合候

酉三月

申三月廿六日出ス

同四月三日廻之相済、同六日伊東彦松家來江相達ス

<伊東彦松から勘定奉行へ>

一 異國船漂着之節、兼而手當申付置候一番組付人数左之通

一 物頭

五騎

66

一 筆談役	式人
一 船手役	式人
一 徒士目付	式人
一 船手下役	式人
一 宿割	式人
一 割場役	式人
一 使徒士	式人
一 小頭	三人
一 夜廻方	三人
一 勘定役	壱人
一 番船方	四人
一 筆写	壱人
一 賄方	壱人
一 足輕	百式拾人
一 小人	拾五人
一 雜卒	八拾三
一 鉄炮	式拾五挺
一 長柄	式拾本
一 弓	拾五張
一 玉箱	式荷
一 鉄炮薬	式荷
一 矢箱	式荷

67

右船相拒候躰有之候者、注進次第城下江備置候、左之

人数差出候積御座候

一 家老	壱人
一 用人	壱人
一 鉄炮組頭	壱人
一 弓 組頭	壱人
一 長柄奉行	壱人

一 大目付		壱人
一 相談役		武人
一 使番		武人
一 浦支配役		壱人
一 石火矢支配役		武人
一 紿人		武人
一 醫師		武人
内 本道	壱人	
外科	壱人	
右何連茂騎馬		
一 宿割		武人
一 徒士目付		壱人
一 船手方		武人
一 組小頭		七人
一 石火矢方小頭		武人
一 筆写		壱人

68

一 使番附徒士		武人
一 鳴物方		武人
一 勘定方		壱人
一 作事方		壱人
一 賄方		壱人
一 足輕		百拾六人
一 雜卒		武百參拾五人
一 職人		拾三人
石火矢	九挺	
但浦手三ヶ所江三挺宛、常々差出置候		
一 鐵炮	但大筒入テ	五拾壱挺
一 弓		拾五張
一 長柄		武拾本
一 玉箱		三荷
一 鐵炮薬		三荷
一 矢箱		武荷
一 熊手鳶口之類		百四拾六本
一 船数		七拾六艘
右之内		
関船壱艘		櫓六拾挺立

小早船式艘	同四挺立
漁船四拾艘	同八挺立
小船三拾三艘	同四艘立

69

右之通手當申付置、不應儀候者、其節之隨時宜追々人数
差向候積御座候、以上

伊東彦松家來

三月廿七日 河崎半外

<勘定奉行から大名へ>

下知札

異國船渡來之節、西國郡代塙谷大四郎支配所下別府江、書面
之内、其節之時宜ニ寄、相應ニ人数可被差出候、尤被申達候内、筆
談役船子之もの者相除キ可被申候、其外者臨機被取計候様、
可被相心得候

酉四月

三月十日に勘定所に呼び出されたのは江戸留守居役である。

申三月廿六日出ス、前同所

當月十日御勘定所江御呼出ニ而、西國御郡代塙谷大四郎様
御支配所、日向國臼杵郡那珂郡海辺江、異國船渡來之節、大四郎
様より御案内次第、早速人数可差出旨、被仰渡奉畏候、然処那
珂郡之内、御料下別府与申海岸之場所、先年異國船手當之儀、被
仰渡候ニ付、人数差出方相心得罷在候処、彦松領分都而海岸續
ニ而、異國船渡來之節者、固之場所数ヶ所ニ御座候処、今度改而御料
細嶋下別府両海岸手當之儀被仰出、大四郎様富高御陣屋
迄人数御呼取、其上ニ而臼杵郡細嶋湊御料之海岸江、若御
差向彦御座候節者、右場所迄道法凡式拾八里程も有之、
急成候間ニ者合兼可申、殊ニ山路険阻之難所ニ而、人馬之
往来武器等持運も難相成、其上大川等処々ニ有之、出水之
節者、越立不相成候間、前文之通、御料下別府之御手當も

70

相心得、領分海岸手配之儀も数ヶ所之事故、手難及御座候間、
下別府之儀者、是迄之通相心得可申候得共、細嶋之儀者前
出之通、手遠ニ而、逆も急速之間ニ合兼可申候、且人馬之通路
も相成兼候ニ付、下別府壱ヶ所江人数差出度奉存候、依之

此段奉伺候、以上

三月廿七日

伊東彦松家來

河崎半外

下ヶ札

書面伺之通、那珂郡下別府之方江計人数可被差出候

伊東氏が、これまで通り、下別府は引き受けるけれど、細嶋出役については及びかねると願い出ている。理由は、距離が遠いこと、途中に大川があり、出水のとき人馬が通行しがたいこと。幕府領下別府之外、領分海岸の手配も数ヶ所であることによる。

勘定奉行が65-Bのように、日向国を一緒に3大名に同じように2湊の係を命じたために、伊東家は下別府だけに責任を負うことを主張せざるを得なかったのである。よくわかっていない勘定奉行による混乱を解きほぐすためのやり取りが、この後に続く。

申四月十四日出ス外、見合を以附札取調遣ス、尤前書与同様差出候
様ニ相心得候事

覚

- 一 日向國那珂郡之内、御料下別府海辺江、異國船渡來之節、
手當人數差出候砌、様子次第同所江止宿も可致候間、村長
江相断止宿割付等も不都合無之様仕度奉存候
 - 一 陣小屋等若營候得者、竹木蘆草繩類之物も入用御座候、
尤領分之内近郷も有之候得共、川場御村ニ而不弁利御座候
間、都而相應之品者村長江相断致用弁候様、且人夫
等も様子次第、召仕候様仕度奉存候
- 右之通、塩谷大四郎様より村長江、兼而其心得被仰付置被下

71

候様仕度、此段奉伺候以上

四月十四日

伊東彦松家來

河崎半外

書面之趣差支不申様、塩谷大四郎江
可相達置候

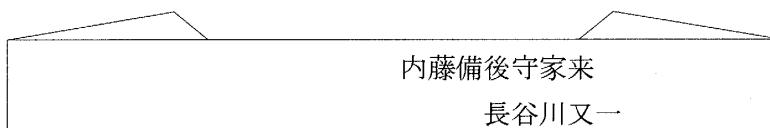
酉四月

下別府の村長宛に、西国郡代塩谷大四郎から心得置くように命じてもらいたいとの願いを、伊

東家が勘定奉行に伺った。勘定奉行から塩谷大四郎に達しておくとの附札があった。

以下は、伊東氏と同様に、内藤氏が下別府出役の困難を述べ、これまでどおり細嶋に責任を負うことを再確認している。

酉六月六日出ス附札廻し済、六月十六日達ス



此度被仰出候、西國御代官塩谷大四郎様御支配所、日向國
臼杵郡那珂郡海辺江、異國船渡來之節、大四郎様より御案
内次第、早速人数可差出旨、被仰渡奉畏候、然處那珂郡
海辺迄者余程之道法も有之、殊山路陥阻之場所ニ而、人馬之
往来武器等持運も難相成、其上大川等所々有之、出水之
節者

72

越立相成兼候間、前々より兼而被仰付御座候細嶋湊之儀者
是迄之通相心得可申候得共、那珂郡之儀者前出し通、手遠
ニ而、速も急速之間ニ合兼可申候、可相成義ニ御座候ハハ、細嶋湊
壱ヶ所江、人数差出度奉存候、依之此段奉伺候、以上

六月 内藤備後守家來
長谷川又一

附札

書面伺之通、臼杵郡細嶋湊之方江計人数可被差出候、
尤人数之儀者、別紙之通可被相心得候、尚差懸候儀者
臨機ニ可被取計候
酉六月

<内藤備後守から勘定奉行へ>

日向國延國（岡）私領分海辺之地ニ御座候ニ附、異國船漂流之節、
兼而手配左之通申付置候

- 一 家老壱人
- 一 用人壱人
- 一 番頭壱人

- 一 者頭武人
- 一 長柄奉行壱人
- 一 軍使武人
- 一 目付役武人
- 一 紿人拾五人
- 一 大筒方給人三人

73

- 一 右筆壱人
- 一 儒者壱人
- 一 醫師武人 但 本道
- 一 繪圖師壱人 外科
- 一 馬乘壱人
- 一 足輕小頭三人
- 一 足輕百八人

内 拾人弓 四拾人鉄炮 武拾人長柄

六人大筒附 三拾人警固

右之内 よ人質固等致積=御座候

- 一 郡奉行壱人
- 一 小屋奉行壱人
- 一 勘定頭壱人
- 一 代官壱人
- 一 宿割役壱人
- 一 徒目付五人

右何連も支配方并大工諸職人等、爲召連差出申候

- 一 領内牧山崎=見切番所建有之、遠近往来之船常々無油斷
心付候様申付、異船見掛次第、注進有之候配=御座候
- 一 人数本陣之儀、御料細嶋觀音寺兼而相極置入用之諸品、
差遣置役人罷出次第、手配致候都合=御座候
- 一 細嶋表出張之人数貯米之儀、領分境門川村与申所江、兼而

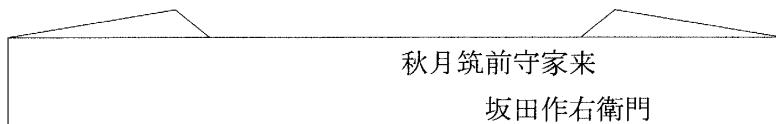
74

囲置役人罷出次第、差配申候、右人数之内を以、大四郎 よ案内
次第、其節之時宜=寄、相應=差向候心得=御座候、以上

六月

内藤備後守

以下同様に、秋月家が下別府を負いかねること。従来通り、細嶋を引き受けることの再確認等。
<秋月筑前守から勘定奉行へ>
酉五月廿九日秋月筑前守江相達ス



西國御郡代塩谷大四郎様御支配所、日向國臼杵郡并那珂郡海辺江
異國船渡來之節、大四郎様より御差圖次第、人数差出候様被
仰渡之趣奉畏候、是迄筑前守領分何處海辺引續之場所、其上
大洋中殊荒波之場所ニ而汐早有之、風並ニ寄、心得方以別
紙奉伺候、以上

五月 秋月筑前守家來
坂田作右衛門

附札

別紙伺書江、附札を以申達候通
可被相心得候

75

異國船渡來之節、心得方伺書
秋月筑前守家來
坂田作右衛門

心得方

一 日向國臼杵郡之内、塩谷大四郎様御支配所細嶋近辺、異國
船陸近漂流之節、兼而當置候人数左之通
者頭壱騎

但上下拾六人、馬印持夫共

馬印壱本

鉄炮弐拾挺

卒弐拾人

弓拾張

卒拾人

昇壱本

卒弐人

足輕小頭三人

大筒三挺

打手六人
玉箱壺荷
具足箱
目付役壺人
貝太鼓役式人
祐筆壺人
醫師壺人
但外科兼

76

勘定方壺人

但賄方兼

作事方壺人

繪圖役壺人

右之通漂着候得者、人数差出候心得御座候、乍然船之多少

ニ寄、注進次第ニ、者頭使番馬廻其外增人数差出シ候

心得ニ而、領分手配申付置候、其節着服等之儀者、時宜次第

仕来之通、取計候心得ニ御座候

御附札

書面之通、可被相心得候

漂着船が多ければ、出役の人数も増やすこと。海難民の衣服のことは、しきたり通りに取り計らうこと。

一 此節被仰渡候異國船渡來之節、右臼杵郡細嶋近辺人数
御差圖次第、大勢差出候而者筑前守領分臼杵郡より児湯郡嶋
津筑後守様隣境迄、海辺平濱ニ而凡拾里内外、何連も
漂着之場所ニ而、遙然大洋中汐品之場所ニ御座候得者、風並
ニ寄、何方江漂着可仕哉之所も難計奉存候付、右様之節者
領分臼杵郡之内幸脇村江前同断之人數配置、細嶋邊江
漂着も可致模様ニ而者大四郎様御差圖を不待、古來より之
心得之人數相詰候、差圖次第打拂候共、又者致上陸候者召
捕候とも打捨候共、時宜次第取計候心得御座候

書面之通可被相心得候

77

一 白杵郡ムクニ児湯郡コトヌカ島津筑後守様隣境迄人数差出候場所左之通

日向國筑前守領分白杵郡之内

幸脇村

同國同領児湯郡之内

美々津浦

同國同領同郡之内

岩山村

同國同領同郡猪窪村之内小村

甘付

同國同領同郡之内

平田村

同國同領同郡平田村之内小村

伊倉

同國同領同郡高鍋村之内小村

蚊口浦

同國同領同郡高鍋村之内小村

長谷

同國同領同郡日置村之内小村

今別府

一 領分飛地福嶋海辺人数差出候場所左之通

同國伊東彦松様御領分境目筑前守領分那珂郡市木村之内小村

熱波

同國同領同郡市木村之内小村

石波

同國同領同郡之内

御崎村

同國同領本庄村之内小村

崎田

78

同國同領同郡南方村之内小村

下千野

同國同領同郡西方村之内

今町浦

同國同領同郡西方村之内松平豊後守様御領分御境目小村

高松

遠見番所左之通

日向國臼杵郡之内
美々津
同國児湯郡猪窪村之内
甘付
同國同郡高鍋村之内
倉懸
飛地福嶋同國那珂郡之内
市木村
同國同郡之内
御崎村
同國同郡南方村之内
金谷浦

右六ヶ所江遠見番所建置、勤番申付、沖合不見馴異体之船
漂流仕候者、早速城下江注進申出候様、兼而手當仕置申候

右之通、海辺引請之場所、臼杵郡より児湯郡迄凡拾里内外、飛地那珂
郡是又凡拾里内外御座候付、前断之場所江壱騎ツヽ差出置、兼而相圖
等示置、時宜ニ寄高鍋城下より速々増人数差出、去ル二月被仰出候通
相守、打拂或者召捕又者打捨候心得御座候、然者那珂郡下別府
赤江湊近辺江、人数差出候儀者、何分手當相成兼、其上嶋津筑後
守様御領内隔籠在福嶋飛地式拾里余、殊途中險阻難所等ニ而
追々差出候得者、領内備甚手薄、其上御料赤江湊者纔之御支配

79

所ニも有之候得者、細嶋之方計人数差出候儀、相心得申度奉存候、此段
奉伺候以上

五月

秋月筑前守家來

坂田作右衛門

御勘定所

御附札

書面人数被差出候場所之儀、伺之通

細嶋之方計可被差出候

さすがに高鍋藩は、「異国船心得方」として、出役人数・領内15カ所の出張場所、遠見番のことを記している。高鍋に三ヶ所（倉掛、甘付、幸脇）と福島に三ヶ所（市木相ヶ崎、御崎、平生^{ヒラシマ}国）の遠見番所が置かれたという。（永井『宮崎県史』通史編近世上509頁）ここでは幸脇を美々津と、平生国を金谷浦と呼んでいる。なお、『旧例抜書』寛政三亥年九月唐船漂着之節、手當被仰出候覚（『藩法集』第12巻）には、「甘付」を「耳付」と誤っている。

<久留嶋伊予守家来から勘定奉行へ>

酉五月廿九日達済

久留嶋伊豫守家來
得重加右衛門

豊前國宇佐郡豊後國國東郡海辺江異國船渡來之節、西國御
郡代塩谷大四郎様より御案内次第、早速人数差出可申旨、三月十日御呼
出被仰渡候儀付、左之通奉伺候
一 右被仰渡之趣、在所伊豫守方江申達置、塩谷大四郎様より御案
内次第、順路隨ひ、其場所江向ヶ人数差出可申哉

御附札

書面之通可被相心得候、尤場所之儀者、其都度々、塩谷大四郎より
可申達候

勘定奉行が久留嶋家の江戸留守居を3月10日に呼び出して命じたものである。

80

一 塩谷大四郎様より御案内之節者、勿論候得共、御支配所出張先
御手代衆より兼而被仰付置候趣を以、案内有之節も早急之
御用節故日田郡御陣屋江御懸合不及、早速人数差向可申筋御
座候哉

御附札

書面伺之通、可被相心得候

一 右人数着服之儀仕来之通、途中も侍以上者、陣羽織、以下者
合印之法皮相用、時宜ニ寄候者、甲冑も相用候而不苦儀
御座候哉

御附札

書面呉服之儀、伺之通可被相心得、尤甲冑等被相用候
儀者、於場所時宜ニ寄、可被相用候

一 途中時宜ニ寄候者、他御城下等ニ而も其段相断、夜中者高挑
燈明松等相用、昼夜ニ不限、人数差通可致筋ニ御座候哉

御附札

書面之通、可被相心得候

一 右同断之節、仕来之通、鉄炮方足軽切火縄爲持可致候哉

御附札

書面之趣、仕来之通ニ可致候

- 一 右宇佐郡国東郡者程隔候場所ニ付、伊豫守陣屋本♂人数差出候節、昼夜共差急罷越候心得ニ者御座候得共、刻限又者時宜ニ寄候而者、御料所并外御預所他領之無差別、其所之御役人或者村役人江相断、野陣又者在家等江宿陣可仕候

81

但其節陣小屋取建、諸竹木人夫諸入用之品、差出候節、其所之村役人♂差付申付候而も、不苦節ニ御座候哉

御附札

書面之通、可被相心得候

- 一 右同断人数差向候節、武器食糧諸荷物共可成丈荷駄人夫ニ而差送可申候得共、事ニ寄無拠途中繼人馬相雇候節者、其所之村役人江相断次第、無遲滯差出候様、兼而御達置被下候之様仕度候事

但本文人馬相雇候節、其所之定賃錢相拂可申候哉

御附札

書面武器兵糧等持運人馬之儀、可成丈手人馬可被相用候、無據節者繼人馬可被相雇候、其節者其所之定賃錢相拂可被申候、尤其段兼而塩谷大四郎江も可申達置候

- 一 右出張之上者、打拂手配致置、此節被仰出候御書付之通、相心得、其外都而之儀、於其場所者大四郎様、并御手代衆江可申談候哉

御附札

書面出張之上打拂之儀、伺之通可被相心得候、尤大四郎詰合候場所手遠等ニ而、急速之懸合間ニ合兼候節者、重置候役人中相心得可被取計候

- 一 右之外差懸候儀者、時宜ニ寄、差支無之様、取計可申候哉
御付札

82

書面差懸候儀者、差支無之様、臨機ニ可被取計候

- 一 以来諸御届伺書共、當御懸江差出可申候哉

御附札

書面諸届等之儀、伺之通可被相心得候

右之趣兼而爲心得奉伺、早々在所表江申遣置度、此段奉伺候
以上

五月 久留嶋伊豫守家來
得重加右衛門

一 纓	壱本
一 鐵炮	拾挺
一 弓	五張
一 物頭	壱騎
一 目付役給人	壱騎
一 醫師	壱人
一 徒目付	壱人
一 書役	壱人
一 賄役	壱人

83

一 足輕小頭 三人
一 大筒 五挺
但大筒役五人手代三人持
一 貝
一 太鼓
一 錘
侍拾七人
小頭以下五拾壱人
六拾八人

右人数之外足輕中間并兩組小頭兵糧諸陣具諸荷物差送
候付、見計人馬差出候而、可然御座候哉、此段奉伺候、以上

御附札

書面人数之儀、伺之通可被相心得候、尤塙谷大四郎江も
兼而心得居候様可申達置候

五月 久留嶋伊豫守家來
得重加右衛門

84

酉五月十日出二十九日達

木下大和守家來
笠置八郎兵衛

西國御郡代塙谷大四郎様御支配所、豊前國宇佐郡豊後國
 國東郡海辺江、異國船渡來之節、大四郎様より御差圖次第、人数差出
 候様被仰渡候趣奉畏候、則別紙之通人数差出候心得ニ御座候
 一 右人数差出候節、着服之儀者、途中野服相用於場所騎馬之
 者者陣羽織其外者相印法被相用時宜寄候者、甲冑等相用候心得
 御座候、出張人数旅宿之儀者、其場所寄宿陣又者野陣等ニ而も爲仕可申哉
 尤大四郎様并御詰合衆江申談、差支不申様兼而可申付置候哉

御附札

書面着服之儀、伺之通被相心得、甲冑等被相用候儀者
 其所之時宜ニ寄、於場所塙谷大四郎江可被談候、旅宿等
 之儀者差支無之様、兼而同人方江可被達置候

- 一 以来諸御届伺書共、御懸江差出可申哉

御附札

書面諸御届伺等之儀、伺之通可被相心得候

右之通相心得、此外ニも差懸候儀者、其節之時宜ニ寄取計
 候様可仕哉、此段奉伺候、以上

85

御附札

書面附札之通、被相心得都而手重ニ無之様、可被取計候

五月

木下大和守家来

笠置八郎兵衛

覺

一 物頭	一騎
一 目付	一騎
一 平士 壱人勘定方賄方兼 内 壱人右筆兼	三騎
一 醫師 但外科兼	一騎
一 徒士目付	一人
一 小頭	一人
一 鉄炮十五挺	足輕拾五人
一 大筒弐挺	懸之者四人
一 火矢弐挺	同断
一 玉薬宰領	弐人
一 玉薬持	四人
一 食糧方下役	弐人
一 足輕具足持	八人

86

一 纏毫本

持夫式人

右之通相心得可申哉、此段奉伺候以上

五月

木下大和守家来

笠置八郎兵衛

附札

書面人数之儀、伺之通可被相心得候、尤塩谷大四郎江も
可相達置

鳴津筑後守家來

富田八郎

西國御郡代塩谷大四郎様御支配所、日向國臼杵郡那珂郡
海辺江、異國船渡來之節、大四郎様より御差圖次第、人数差出候様
被仰渡候趣奉畏候、御差圖次第、左之通人数差出可申候

者頭 壱人

使番 壱人

給人 壱人

87

作事方 壱人

醫師 壱人

徒目付 壱人

筆者 壱人

賄方 壱人

昇 壱本

鉄炮 式拾挺

弓 拾挺

大筒 式挺

但玉目三貫目

貝一

太鼓一

鉦 一

右之通手當仕置、御差圖之場所江、差出候心得御座候、
此段奉伺候、以上

六月

鳴津筑後守家來

富田八郎

附札

書面人數之儀、伺之通可被相心得候、尤非道之節、諸届等

御殿御勘定所浦々懸江可被差出候

西六月

佐土原嶋津藩は、細嶋・下別府ともに請け負っているかに見えるけれど、これは形式的に出されていると見るべきか。48⑩を参照。これから後は、以上を受けて、西国郡代が勘定奉行のミスを尻拭いするために大名達と取り交わした文書である。

88

一筆致啓上候、然者拙者支配所日向國臼杵郡細嶋湊、并那珂郡
下別府最寄海面江、異國船渡來之節、御人數御差出之積、御勘
定所より達有之候ニ付、其段申達置候処、其御方ニ而伺之上、臼杵
郡之方而已、御引請之積、相成候段、富高出張役所迄、御申越致承知候、
當方江も御伺済之趣、具ニ達有之候、御承知之儀故、御通達及延引
候得共、爲念此段得御意置候、恐惶謹言

十一月十八日 塩谷大四郎

高鍋 居判

山田主計様

原田五郎兵衛様

一筆致啓上候、然者拙者支配所日向國臼杵郡那珂郡海面江、異
國船渡來之節、御人數御差出方之儀、那珂郡之方者御伺之上、御
除ニ相成、臼杵郡之方而已、御人數御差出之様、先頃御申越、拙者方
江も御伺済之趣、御勘定所ニ達有之候、御承知之儀故、御通達及延
引候得共、爲念此段得御意置候、恐惶謹言

十一月十八日 塩谷大四郎

延岡 居判

内藤治部左衛門様

内藤四郎兵衛 様

上田主計 様

近藤主水 様

89

一筆啓上仕候、然者此度被仰出候御支配所、日向國臼杵郡那珂
郡海辺江、異國船渡來之節、御手前様ノ御案内次第、早速人數
可差出旨、被仰渡候処、那珂郡海辺迄者、餘程道法等も有之、
手遠ニ而、逆も急速之間ニ合兼候付、細嶋表一ヶ所江、人數差出度之段、
於江府相伺申候処、伺之通、細嶋湊之方江計人數差出可申旨、御差圖相
済申候、此段御案内爲可申上呈愚札候、恐惶謹言

七月廿八日 内藤備後守家老
 近藤 主水
 居判
 上田 主計
 居判
 内藤四郎兵衛
 居判
 内藤治部左衛門
 居判
 塩谷大四郎様
 御側衆中

以下は、郡代寺西が勘定奉行に届け出た文書である。塩谷大四郎郡代のあと、長崎代官高木作右衛門が郡代を兼ねた時期があった。その高木から寺西が郡代を引き継いでいる。

私支配所海面江異國船渡來之節、宿繼御證文其外書物
 讀取候ニ付、御届出
 私支配所豊後豊前日向國海面江、異國船漂來之節、御注進
 ニ相用候、松 和泉守殿宿繼御證文三通并書物、高木作右衛門より引
 渡有之候ニ付、万一異國船漂來之節者、先支配江被仰渡、且取計方
 伺御下知済之趣を以取計、猶又存寄之儀も御座候ハハ、追而相伺候様可
 仕奉存候
 一 支配所海面江異國船漂來之節、人数差出方之儀、久留嶋伊豫守・
 木下大和守内・内藤能登守・秋月筑前守・伊東修理大夫・鳴津筑後守江

90

被仰渡有之段、作右衛門より申送書類引渡候間、此迄之通相心得、
 人数差出方之儀、右六家江私より申達置候様、可仕置存候
 一 支配所海岸附村々左之通
 豊前國宇佐郡 高家村 乙女村 乙女新田 高砂新田郡中新田
 住江村 沖須村 神子山新田 中須賀村巖保新田
 久兵衛新田 北鶴田新田 南鶴田新田
 豊後國國東郡 長崎新田 鹿伏新田 和田新田 鬼籠村 何美中村
 岐部村 堅来村 源江村
 日向（國）臼杵郡 日知屋村 日知屋村之内細嶋湊 財光寺村 平岩村
 同國那珂郡 江田村 新別府村 吉村 下別府村 福嶋村
 右者私儀西國筋郡代就被仰付候、高木作右衛門より豊後豊前
 日向國村々郷村一同前書、宿繼御證文、并異國船漂來之節取計方

書物、當六月廿五日請取候ニ付、此段申上置候以上

西八月

寺西藏太 印

御勘定所

松和泉守は老中の松平和泉守乗寛

西8月は、天保8酉年1837年

宿継證文

三枚

91

西之内二ツ折ニして認、四ツ折

此状箱從豊後國至江戸、
御勘定奉行之内江、急度
可相届者也

和泉御印

右宿中

この和泉守とは、老中の松平和泉守乗寛。89の松 和泉守である。

92

以下は、寺西郡代から各大名への書翰

<西国郡代から日向国4藩家老へ>

一筆致啓達候、然者拙者支配所日向國海岸江、異國船渡來
之節、御人数御差出方之儀、可及御達候条、文政八酉年中、其節より
御達有之候通、御心得早速御人数御差出有之候様存候、恐惶謹言

二月十六日

寺西藏太

名乗書判

内藤能登守殿

秋月筑前守殿

伊東修理太夫殿

鳴津飛驒守殿

御家老中

猶以差懸候節者、日向國富高陣屋詰手附手代共より、及懸合候儀も
可有之候条、此段兼而御心得有之候様存候、以上

<西国郡代から久留嶋・木下両家家老へ>

一筆致啓達候、然者拙者支配所、豊後豊前國海岸江、異國
船渡來之節、御人數御差出方之儀、可及御達候条、文政八酉年中、
其節より御達有之候通、御心得早速御人數御差出有之候様存候

恐惶謹言

二月十六日

寺西藏太

居判

久留嶋伊豫守殿

木下大和守殿 各達

御家老中

93

猶以差懸候節者、豊前國四日市陣屋詰手附手代共より、及懸合
候儀も可有之候状、此段兼而御心得有之候様存候、以上

<西国郡代から日向国3藩家老へ>

一筆致啓達候、然者拙者支配所日向國 那珂郡下別府村 海表江
臼杵郡細嶋湊

唐船漂着之節者、先規之通引渡可申候条、此段兼而御承知
有之候様存候、恐惶謹言

二月十六日

寺西藏太

居判

臼杵郡細嶋湊 内藤能登守殿

右同断 秋月筑前守殿

那珂郡下別府 伊東修理太夫殿

御家老中

猶以唐船漂着差懸候節者、日向國富高陣屋詰手附手代
共より及懸合候儀も可有之候条、此段兼而御心得有之候様存候、以上
以下は各大名から寺西藏太への返書

<内藤家家来から寺西藏太へ>

内藤能登守家来

寺西藏太様

加藤又左衛門

内藤治部左衛門

貴翰拝見仕候、然者御手前様御支配所、日向國臼杵郡細嶋
湊海表江、唐船漂着仕候節者、先規之通、御引渡可被成条、兼而

94

相心得可申旨、被仰下御飛翰之趣、承知仕候、右貴報爲可申上
呈愚札候、恐惶謹言

三月六日

内藤治部左衛門居判
原 縫殿助 居判
穗鷹内蔵進 居判
上田外記 居判
加藤又左衛門居判

寺西藏太様

御側衆中

御端書拝見仕候、唐船漂着差懸候節者、日向國富高詰御手附
御手代中より、被及懸合候義も可有御座候条、是又承知仕候、以上

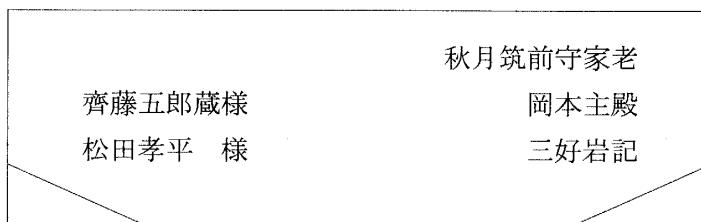
三月六日

内藤治部左衛門
原 縫殿助
穗鷹内蔵進
上田外記
加藤又左衛門

寺西藏太様

95

<秋月家家来から郡代御側衆へ>



從

藏太様被成下 御直書拝見仕候、然者御支配所日向國臼杵
郡細嶋湊海表江、唐船漂着之節者、先規之通御引渡可被成候
条、此段兼而承知仕候様、御紙上之趣奉畏候、則江府筑前守江茂
可申聞候、右御請爲可申上、各様迄如斯御座候、此段宜御沙汰頼存候、
恐惶謹言

二月廿六日

三好岩記居判

岡本主殿居判

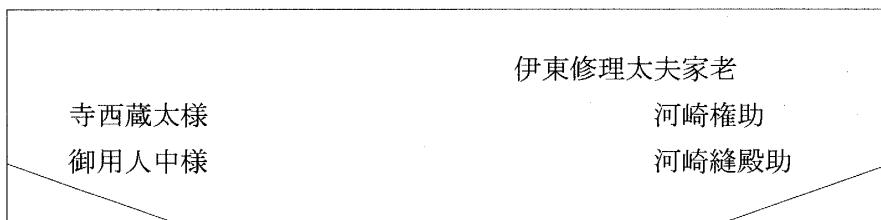
齊藤五郎蔵様

松田孝平 様

猶以唐船漂着差懸候節者、日向國富高御陣屋詰御手附
御手代衆より、御懸合ニ被及候儀も可有之条、此段兼而相心得
罷在候様、被仰下御端書之趣、是又奉得其意候、以上

96

<伊東家家来からから郡代寺西の御用人へ>



從
藏太様被成下 尊書拝見仕候、益御勇健被成御座奉恐悦候、然者
御支配所日向國那珂郡下別府村海表江、唐船漂着之節者、先規
之通御引渡被成候付、爲心得被仰下承知仕候、即御紙上之趣、
江府修理太夫江茂可申遣候、右御請爲可申上度、各様迄如斯御座候、
以御序宜御執成頼存候、恐惶謹言

三月朔日 河崎縫殿助
居判
伊東中勢
居判
河崎 仲
居判
河崎権助
居判

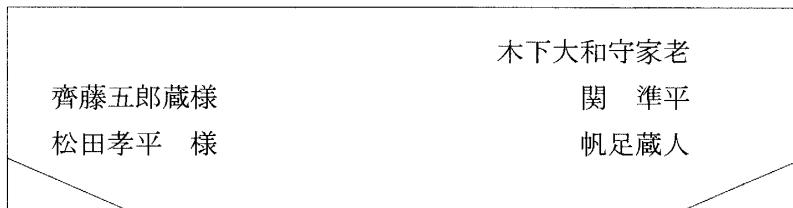
寺西藏太様

御用人中様

猶以唐船漂着御差懸候節者、富高御陣屋詰御手附御手
代衆より、被及御懸合候儀も可有之候条、兼而此段相心得居
候様、被仰下承知仕候、以上

97

<木下家家来から郡代御側衆へ>



從

藏太様尊書被下、拝見仕候、御支配所豊後豊前國海岸江
 異國船漂來之節、人数差出方之儀、御達可有御座候、文政八西
 年、其御節より御達御座候通相心得、早速人数差出候様可仕旨、
 被仰下奉畏候、右御請之儀、宜頼存候、恐惶謹言

二月廿一日 帆足蔵人居判
 関 準平居判
 齊藤五郎蔵様
 松田孝平 様

御端書拝見仕候、御本文之趣、差懸候節者、豊前國四日市
 御陣屋詰御手附御手代衆より、御懸合被下候儀も可有御座、
 此旨兼而相心得候様被仰下、是又奉畏候、以上

98

<久留嶋家家来より郡代寺西御側衆へ>



一筆致啓上候、然者、從藏太様御切紙被成下、拝誦仕候、御支
 配所豊後豊前國海岸江、異國船渡來之節、御人数御差出之儀、
 文政八西年御達有之候通相心得、被仰越次第、早速可差出旨、
 奉得者意、江府〔伊〕豫守江申遣、御返答以使者可申上候、先者
 御請各様迄、如斯御座候、御席序之砌、宜御執成頼存候、恐惶
 謹言

二月廿二日 薄葉頼母
 久留嶋兵庫
 齊藤五郎蔵様

松田孝平 様

<伊東家家来から寺西御用人へ>

	伊東修理太夫家老
寺西藏太様	河崎権助
御用人中様	河崎縫殿助

從蔵太様被成下尊書拝見仕候、益御勇健被成御座奉
恐悦候、然者御支配所日向國海岸江、異國船渡來之節、人數差

99

出方之儀、被仰下条、文政八酉年中申上候通相心得、早速人
數差出候様被仰下、承知仕候、即御紙上之趣、江府修理太夫江も
可申遣候、右御請申上度、各様迄如斯御座候、以御序宜御執成
頼存候、恐惶謹言

三月朔日	河崎縫殿助居判
	伊東中務 居判
	河崎 仲 居判
	河崎権助 居判

寺西藏太様
御用人中様

猶以御差懸之節者、富高御陣屋詰御手附御手代衆より、可被及
御懸合候儀も可有之候条、兼而此段相心得居候旨、承知仕候、
以上

<鳴津家家来から寺西へ>

	鳴津飛驒之守家老
寺西藏太様	鳴津内蔵
	新納八郎左衛門

貴札拝見仕候、然者貴殿様御支配所、日向國海岸江異國
船渡來節、人數差出方之儀ニ付、可被及御達候間、文政
八酉年御達候通相心得可申旨、尤差懸候節者、富高詰御手附御手

100

代衆より可被及御懸合義も可被御座之旨、被仰下御紙上之趣、奉
畏候、即江府飛驒守江、申聞越候様可仕候、恐惶謹言

二月廿八日	新納八郎左衛門居判
	渋谷宇右衛門 同

樺山雅樂 同
嶋津内藏 同
寺 藏太様

貴報

<秋月家家来より寺西御側衆へ>

齊藤五郎藏様
松田孝平 様

秋月筑前守家老
岡本主殿
三好岩記

從 藏太様被成下御直書拝見候、然者御支配所日向國海
岸江、異國船渡來之節、筑前守より人数差出方之儀、可被及御達之
条、文政八酉年中其節より御達有之候通相心得、早速人数差出候様、御紙
上之趣奉畏候、則江府筑前守江茂可申聞候、右御請爲可申上各様
迄、如斯御座候、此段宜御證頼存候、恐惶謹言

二月廿六日

三好岩記居判

101

岡本主殿居判

齊藤五郎藏様
松田孝平 様

猶以御差懸候節者、日向國富高御陣屋詰御手附御手代衆
より、御懸合=被及候儀も可有之候条、此段兼而相心得罷在候
様、被仰下候、御端書之趣、是又奉得其意候、以上
<内藤家家来より寺西郡代へ>

寺西藏太様	内藤能登守家老 上田外記 内藤治部左衛門
-------	----------------------------

上田外記は、県史通史に「内記」上411ページ

貴翰拝見仕候、然者御手前様御支配所日向國海岸江、異國
船渡來之節、人数差出方之儀、可被及御懸合條、文政八酉年中、
其筋より御達御座候通、相心得早速人数差出可申旨、御飛翰之趣
承知仕候、隨て右人数就差出方之儀而者、従是御窺申上候筋も可有
御座候間、宜御聞達被成下候様仕度奉存候、右貴報可申上間、呈愚
札候、恐惶謹言

三月十八日

内藤治部左衛門居判

102

原 縫殿助	同
穂鷹内蔵進	同
上田外記	同

寺西藏太様

御側衆中

御端書拝見仕候、右唐船漂着差懸候節者、富高御陣屋
詰御手附御手代中より、被及御懸合候儀も可有御座条、是又承知
仕候、以上

三月十八日

内藤治部左衛門
原 縫殿助
穂鷹内蔵進
上田外記

寺西藏太様

<内藤家家来より寺西郡代へ>

内藤能登守家老	
寺西藏太様	上田外記
	内藤治部左衛門

一筆啓上仕候、弥御安泰可被成御座、弥重之御儀奉存候、然者日向國

103

海岸江、異國船渡來之節、人数差出方之儀、前前被迎下承知候、
然ル処、右人数差出方之儀、那珂郡海辺迄者、餘程道法等も有之、
手遠ニ而逆も急速之間ニ合兼候付、細嶋一ヶ所江、人数差出度段、
文政八酉年窺之通相済、細嶋一手ニ相心得罷在候得者、年月も
相立候儀ニ御座候而、心配仕候付、此段御窺申上度呈愚札候、恐惶
謹言

三月一八日

内藤治部左衛門	据判
原 縫殿助	据判
穂鷹内蔵進	据判
上田外記	据判

寺西藏太様

御側衆中

御札致拝見候、然者拙者支配所日向國海岸江、異國船渡來之節、
 御人數御差出方之儀、及御達候処、那珂郡海岸迄者、里數相隔、
 急速之間=合兼候付、臼杵郡細嶋一ヶ所江、御人數御差出有之度段、
 文政八酉年中、御伺済=而、細嶋一手=御心得有之候得共、年月も
 相立候儀=付、御心得方之儀、御問合御紙面之趣、致承知候、右者兼而
 御伺済も有之、殊=右之趣者、其節塩谷大四郎方江達
 有之段、先支配より書物引渡も有之儀=付、細嶋湊之方江計、
 御人數御差出可有之候、右爲御報如斯御座候、恐惶謹言

104

四月二日

寺西藏太

名乗書判

上田外記様
 穂鷹内蔵進様
 原 縫殿助様
 内藤治部左衛門様

小結

本史料全体についての分析と要約は、別稿にまわすとして、さしあたり興味深い点を取り上げておきたい。

- 1 日田代官・西国筋郡代（以下日田代官と記す）は、代替わりの度に日向國に漂着の唐船に対する対処の仕方（「取計向心得方」）について間違いがないように、長崎奉行に伺いを出していた。さらに、長崎奉行からの附札のついた伺書を、先代から引き継いだものと合わせて勘定奉行にお届けした。各大名宛の命令は、勘定奉行を通して行い、詳細については日田代官が個別に大名に命じるというシステムであった。また、代官は富高手代をとおして日向諸藩の動向を厳格に監察し、勘定奉行に報告している。
- 2 日向國の幕府領・細嶋に漂着した唐船等に対処するためのマニュアルについて、日田代官のものと延岡藩（「漂着一式」）のものを比較すると、延岡藩だけにあるものとして、長崎回送規程がある（33条から37条）。本文中に繰り返し確認されていたとおり、日向國沿海の天領に漂着した唐船・異國船については、下別府海岸に唐船が漂着したときには、飫肥藩伊東氏が、細島沿岸に漂着の時には、延岡藩内藤氏・高鍋藩秋月氏が番船・引船を出して、長崎に回送するように定められていたからである。
- 3 幕府領のみならず私領への唐船等漂着についても、日向国各藩は日田代官にお届けしていた。

お届けする前に、日田代官が動く場合もある。先ずは日田から元締め手代を富高の出張陣屋に派遣し、船数が多い場合等には日田代官が自ら富高に出向く。現場には手付手代を派遣する。つまり日向国は日田代官が管轄すべき地域であった。高鍋藩領心見に安政2年漂着の江南船について、『漂流船護送日記』が残されている。現場での必死の対応を行っている最中、発見から2日後に、富高からの手付が日の丸の小指を立てて、仰々しく「何かと理屈立て持込みの口舌ニ付、はなはだ可惡と存候へ共、平和相答申候」と、漂着現場に来た手付を迷惑がっている。藩からすれば迷惑な話であるが、確かに日田代官が私領への漂着唐船について手付を派遣している。豊前・豊後とあわせて3国について、日田代官が管轄していたのである。

4 文政7年（1824）西国筋郡代塩谷大四郎から、勘定奉行への伺文第25条の中に、従来、薩摩・大隅に唐・阿蘭陀船が漂着したときには、これまで私方つまり日田代官（西国筋郡代）に薩摩・大隅からの通達はなく、鹿児島藩が直ちに長崎に回送していた、という。つまり、鹿児島藩については、日田代官が管轄していなかった。一方、「異国船」について、この度鹿児島藩から通達があった。以後、鹿児島藩からの異国船漂着等の通達にどう対処すべきか、と伺っている。異国船漂着について、幕府領がない薩摩・大隅をも管轄することになったわけである。同様に、肥前・筑前・肥後・壱岐・対馬等からの異国船漂着の情報が届いたときの取り計らいについても伺っている。唐船等漂着について、これまで豊前・豊後・日向については管轄していたが、異国船漂着について、筑前・肥前を除く九州全域を新たに掌握・管轄することになったわけである。

5 幕府領の役人はもとより、住人もまた幕府の権力・権威を笠に着ていたので、近隣の大名領住民からも嫌われていた。高鍋藩が元禄14年に細嶋漂着唐船対処マニュアル26条を出した。その第1条に、細嶋手代衆との相談については、三つのうち二つは細嶋手代衆の言うとおりにせよと述べている。また日田代官の代替わりの度に、高鍋藩は富高出張陣屋に酒肴などを届けて挨拶している（『続本藩実録』下324、377、394ページほか）。

歴代の日田代官の仕事ぶりをみると、まじめな装いをもって「適当に」やっているのが普通のようである。が、しかしながら塩谷大四郎正義郡代は、真摯・愚直な人柄であることが、公文書の中からも偲ばれる。

幕府領の論理については、次の諸先学の教えを受けた。

広瀬恒太『日田御役所から日田縣へ』（1969年）。甲斐 勝『天領と日向市』（ぎょうせい、1976年）。安藤 博『縣治要略』（赤城書店、1915年）。村上 直『江戸幕府郡代代官史料集』（近藤出版社、1981年）。村上直・荒川秀俊『江戸幕府代官史料一県令集覽』（吉川弘文館、1975年）。石川準吉『江戸時代代官制度の研究一生野代官を中心として観た』（日本学術振興会、1963年）ほか。

小稿は、「内閣文庫所蔵『唐船一件』について」『近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』（科学研究費補助金基盤研究10610368成果報告書、2001年）を加筆・修正したものである。

註

- 1 かつて中村質教授が、論文の註にその存在を記していたものの、その後、全く使用されてこなかつた。
- 2 高鍋藩にもオランダ船であることを示す日本通商図が届いている。高鍋藩『続本藩実録』卷15、文政8年10月15日に、「長崎通商阿蘭陀船之儀、ヲロシア・エケレス船ニ紛鋪相見ニ付、漂流汐繫等之ため、此度大久保加賀守殿江伺之上、通商阿蘭陀船漂流汐繫等之節者、目印爲建候様申渡、右目印雛形相渡置候、異国船と船形ハ同様ニ而も雛形通之目印在之候ハヽ、通〔商〕船阿蘭陀船と可被相心得、土方出雲守殿被仰出候」とある。
- 3 寛政13年酉2月、日向国那珂郡外浦唐船漂着についての熊本藩の情報収集に関し、永井哲雄「江戸時代の情報収集をめぐって」(『市史編さんだより』第2号、都城市企画部市史編さん室)参照。